

當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する 特別委員会

令和 7 年 6 月 2 3 日

葛 城 市 議 会

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会

1. 開会及び閉会 令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 2 時 00 分 開会
午後 6 時 30 分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 川村優子 |
| | 副委員長 | 吉村始 |
| | 委員 | 西川善浩 |
| | 〃 | 横井晶行 |
| | 〃 | 柴田三乃 |
| | 〃 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 松林謙司 |
| | 〃 | 谷原一安 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| 議 員 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 木 下 友 博 |
| 〃 補佐 | 吉 岡 伸太郎 |
| 教育部長 | 勝 眞 由 美 |
| 生涯学習課長 | 石 橋 和 佳 |
| 生涯学習課主幹兼文化会館長 | 椿 本 眞 司 |
| 〃 兼図書館長 | 石 川 孝 子 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 米 田 匡 勝
書 記 神 橋 秀 幸

〃 関 元 瞳
〃 西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第45号 葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて

議第46号 葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについて

調 査 案 件

（1）當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項

開 会 午後2時00分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。本当に梅雨といえども暑い日が数日続いておりまして、雨の降る時期に雨が降らないというのも、葛城市にとりまして、雨乞いといえますか、そういう思いで私は日々暮らしておるところでございますが、非常に気温が高くて、体調も変化しやすい、いきなり夏日というような形になりますと、皆さんの体調の管理も非常に大変だと思いますけれども、市民も皆様も、体調管理、熱中症というところにも気をつけて、この夏を乗り越えたいというふうに思っております。委員の皆様、また理事者の皆様も、この6月議会、夏と思わせるような夏の議会と思わせるような、そんな議会でございますけれども、体力調整、体調気をつけていただいて、しっかりと市民のために慎重審議いただきますようお願いを申し上げます、私の冒頭の挨拶にさせていただきます。

委員外議員の出席でございます。増田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきます。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りいたします。本委員会に付託されました議第45号及び議第46号の2議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第45号及び議第46号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第45号及び議第46号につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

まず、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現在整備を進めております（仮称）當麻複合施設の開館に向けて、管理運営等につきまして、必要な事項を定めるとともに、複合施設の整備によって変更が生じる関連条例の改正を行うものでございます。

まず、第1条にて設置の目的を、第2条にて施設の名称及び位置を、第3条にて施設の構

成及び運営を、第4条及び第5条にて指定管理者制度の導入を意図した管理、業務内容をそれぞれ規定しております。そして第6条にて入館制限を、第7条から第15条まで市民活動センターの事業、利用に関するルールを、第16条にて図書館の事業を、第17条にて損害賠償義務を、第18条にて読替えを、そして第19条にて、その他必要事項の規則への委任をそれぞれ規定しております。また、別表には市民活動センター使用料を定めております。一方、複合施設の整備によって変更が生じる関連条例の改正事項につきましては、附則第3項にて公告式条例を、附則第4項にて公民館条例を、附則第5項及び第6項にて図書館条例を、附則第7項にて文化会館条例をそれぞれ一部改正しております。

続きまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、葛城市公告式条例につきましては、葛城市役所當麻庁舎前の掲示板の位置を、現在の葛城市長尾85番地から複合施設の位置でございます竹内256番地9に改正するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。葛城市公民館条例の別表第1の第1表の葛城市當麻公民館を削り、これに合わせまして、7ページの別表第3の當麻公民館使用料を削る改正を行うものでございます。

次に、10ページをご覧ください。葛城市図書館条例において、指定管理者制度導入に関する規定を新設しております。また、12ページでは、第2条中の葛城市立當麻図書館の位置を現在の長尾89番地1から複合施設の位置であります竹内256番地9に改正するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。第2条中の葛城市當麻文化会館を削り、これに合わせて16ページから19ページの別表第2の當麻文化会館使用料を削る改正を行うものでございます。

施行期日は規則で定める日から施行いたします。ただし、附則第2項の準備行為に関する規定と第5項につきましては、公布の日から施行いたします。

続きまして、議第46号、葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、(仮称)當麻複合施設の整備に伴い、複合施設内に市役所當麻庁舎の機能が移転することから、當麻庁舎の位置を現在の位置から複合施設の位置に変更するための改正を行うものでございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第2条第2号の葛城市役所當麻庁舎の位置を、現在の長尾85番地から複合施設の位置であります竹内256番地9に改正するものでございます。

施行期日は、葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例の施行の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 議第45号の葛城市當麻複合施設を制定することについてのこの条例に関わって、幾つか

質問をしたいと思います。本条例は、主なところは指定管理者制度を導入するに当たって、条例の根拠がなければならないということで、設置を急いでおられるというふうに伺っております。そこで、この条例の中身を見たわけですが、まず、質問の最初ですが、第1条及び第2条1項1号、2号に、市民活動ということが出てくるんです。市民活動センターという言葉も出てまいります。これまでは當麻文化会館ということですから、文化活動ということがはっきりしていますし、また、當麻の公民館については、社会教育上の公民館条例があるわけですから、それぞれ活動内容については明らかなんです。この市民活動のそもそもの定義が、この条例の中でどうも分からないと。つまり、何を以て市民活動とするのかということが分からなければ、そもそもこの例えば会館で、どのような方々に会館を使用させていただく許可が出るのか出ないのか、非常に大事なところだと思いますので、ぜひこの定義が何なのかということ、ないので、本当は定めるべきだと思うんですけど、まずは、どういう活動を市民活動というふうに考えておられるのかということについて、お伺いいたします。

それから、2つ目ですけど、第8条に利用の許可ということが定めてあります。1項において、指定管理者が利用を許可する場合、その基準は何なのかということについて伺います。これまでは市が、例えば市の施設ですから、市が直営する場合には、市の規則でということになるかと思うんですが、指定管理者が、使用する場合の許可を下すその基準、これはどこが定めるのかということについてお伺いいたします。葛城市が基準を定めて、それに指定管理者が従って運用するのか、それとも指定管理者が基準を定めるのか、このことについてお伺いいたします。

それから、質問の3つ目ですけども、第8条3項2号に、要はこれも利用に関わることなんですけれども、施設の利用に関わることの規定ですが、その利用が営利を目的とする場合、これは使用できませんよと、許可しませんよということなんです。条件が書いてあって、ただし地域コミュニティの活性化に資する活動と認められる場合は、この限りではない。つまり営利目的をした活動も、そういう条件で認めたら認めますよというふうになっているんですね。そうすると、ここでもまた、この地域コミュニティの活性化に資する活動というのはどういうことなのかと。ここには全く説明もありませんので、これをどこまで認めるかによっては、最初の市民活動の定義にも関係して、ここら辺がどうも条例としては分かりにくいなと思いますので、この以上3つについて質問いたします。

川村委員長 木下庁舎機能再編推進室の室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下でございます。よろしくお願いします。

ただいまの1つ目のご質問、市民活動の定義というところでお答えをいたします。

1つ目、市民活動につきましては、定義自体は条例にはございませんが、定義をすれば、市民の文化、芸術、教育、学術に関する各種の活動ということになるかと思います。今後、複合施設の運営の中では、学習ニーズの多様化や、生涯学習の進展、地方分権の推進などといった新たな社会状況の変化に対応した様々な活動の奨励がこれまで以上に求められてくるであろうことから、幅広く市民が行う生涯学習活動と柔軟に解釈していただくのがよ

いかと考えております。

2つ目、利用の許可につきまして、お答えをいたします。利用の許可、不許可に関しましては、本条例の第6条、第8条それから第9条の規定に基づき判断をいたします。また、本条例の施行規則につきましては、葛城市が制定をいたします。

それから3つ目、営利目的とする場合の地域コミュニティについてお答えをいたします。

地域コミュニティの活性化に資する活動につきましては、具体例を挙げますと、複合施設を利用した活動の中で、製作された作品を販売するマルシェのような開催でありますとか、地元経営者が集う有料のセミナーといった営利活動を伴うものの地域生活に根差すことであるとか、地域連携を強めるといったことを目的に持った事業によるものを想定してございます。また逆に、単なる健康器具の販売といった営利活動を主目的とした活動による場合は、許可しないものと想定をしてございます。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の市民活動の定義については、今おっしゃいましたけれども、これ条例の中に明記はされませんか。と申しますのも、私いろいろ調べました。市民活動センターということで、葛城市の今回の条例の中にも市民活動センターとして、市民活動ということをやっていますので、他の地方自治体における市民活動設置条例を見ますと大体3種類です。1つは設置目的の中に、ずらずらずらっと書いて括弧して市民活動というふうに、それが市民活動ですよというふうに、設置条例の中に第1条辺りに設けているものです。例えば、具体的に言いますと、大津市の市民活動センター条例では、市民公益活動（市民が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、営利を目的としないものをいう。以下に同じ。）というふうな形で、市民活動について、設置の目的あるいは趣旨、第1条の頭でそういう説明をされているか、あるいは、別の市民活動促進条例の第何条を参照のこととあって、そこに定義がちゃんと市民活動ということで定義されている地方自治体もあります。あとは、もうはっきりと市民活動の定義を条文の中に組み入れている。大体私が見たところ、3つなんですよ。ところが、葛城市の、私これ条例を見ましたけれども、設置第1条のところに目的は書いてあるんですが、それが市民活動ですよというふうなくくりがないんです。あえて定義を求めなくてもそこでくくっている自治体がほとんどなので、私は、要は何が市民活動で市民活動じゃないかというのは、先ほどありましたように、会館の施設利用の許認可に関係した規則にも関わることなので、やっぱり条例に根拠がないと、やはりそれは不十分な規則になりますから、私は何らかの形で定義づけをする、いろんなやり方があると思いますよね、形式上、それについて、ぜひ、どういうふうなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、2つ目の件ですけれども、葛城市が規則として、その基準を定めるということでありました。これは議会で答弁されたことなので、会議録にも残りますから、それで間違いないものだと思うんですが、ほかの市の条例との整合性でいいますと、葛城市公民館条例には、ここでも指定管理者についての指定の定めがありますけれども、第9条において

公民館の施設、設備等を利用する者は教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならないとしているんですね。だから、ここでは教育委員会が規則をちゃんと定めるというふうに条例の中に書いてあるんですよ。公民館条例のほうはね。だから、これについて、私もこの利用許可に関わる基準となる規則は誰が定めるかということについては、条例の中にきちっと書き込んでおくべきだと思うんですけども、これについてもご意見をお伺いします。

3つ目ですけれども、先ほどありました地域コミュニティの活性化に資する活動ということで伺いました。そうすると、有料のセミナーもいいですよ。つまり、そういう業者の方が、例えば地域コミュニティ活性化のための何かテーマを掲げてセミナーをやれば、有料でもいいですよ。でも、それが市民活動と言えるのかどうかね。市民活動センターとしての、この範囲まで広げると、そこは柔軟にということなのでありますけれども、じゃあ、この地域コミュニティの活性化に資する活動ということで、どこまで認めていくのかね。これについても判断基準というのがないと、もう際限なくということになっていくと思いますので、だから、ここら辺の基準、これはどこが定めるのか、葛城市が定めるんだったら定めて、年次協定の中でも、指定管理者の場合、それに従っていただくということができろうかと思うんですけど、これについてお伺いします。

川村委員長 林本総務部長。

林本総務部長 そうしましたら、ただいまの谷原委員の1問目の質問にお答えをさせていただきます。

条文の中で定義規定を設けるという意味なんですけども、その用語の意味を明確にすることで、多分その解釈の中で疑義が生じないようにするというのが大きな目的になっております。ですので、そういう条例を運用するという意味では重要なことではあるんですけども、本市においても、ほかの条例に多くは定義規定を設けておるというのが現状です。ただ、言い換えますと、定義するということは、ある意味その用語の意味を狭めるということにもなりますし、ある意味制約、すなわち制約するということにもつながるということになります。今回、當麻複合施設の思いというのは、我々の考え方というのは、市民活動を少しでも多くの市民の方に幅広く活用していただきたいというのが今回の一番の目的でございますので、あえてそういった定義をしない、制約をしないということで、柔軟な解釈に委ねるということで考えております。

以上です。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの2つ目の質問にお答えをいたします。

葛城市中央公民館条例に規定をしております葛城市中央公民館運営規則におきましては、利用許可の中でも申請について、主に様式でありますとか、申請の方法でありますとかといったことに定めがございます。これに関しましては、同じように複合施設のほうにつきましても、複合施設設置条例の施行規則におきまして、様式等を規定していく予定でございます。公民館条例のほうにおきましても、利用許可、不許可の判断につきましては、この複合施設と同様に、公民館条例に基づいて行われてございます。

3つ目の質問にお答えをいたします。

判断基準ですね。

川村委員長 市民活動に資する基準というのはどこが定めるかということやね。

木下庁舎機能再編推進室長 どのような活動が地域コミュニティの活性化に資する活動というふうに認められるかということにつきましては、本条例の8条3項の部分の規定に基づきまして判断をするということに想定しております。運営に当たりまして疑義が生じる場合につきましては、市と指定管理者で協議をいたしまして、決定するということになります。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 何か質問に対する答えになってないように思うんですけども、全然議論がかみ合っていないので、特に最後のところ、第8条の3項に従ってそれは決めますって書いてあるとありますけども、第3項に地域コミュニティに資する活動と認められる場合はこの限りでないと、これしかないんですよ。だから、私が聞いたんは、地域活動のコミュニティ活性化に資する活動とは何なんですかと、それどこに定義づけられていますか、どういうことなんですか、定義じゃなくてもいいです、どういうことなんですかと。どういうことだったら認められるようになるんですか。いや、それは8条の第3項に書いてあると。書いてないですからね、聞いているんですよ。もうちょっとちゃんとかみ合うように答えていただきたいと思うんですけど、今、ちょっとこれ。

川村委員長 いいですよ、もう一回。

谷原委員 それから、2番目の質問も、公民館条例にはわざわざ教育委員会の規則で定めると。だから、それに従って規則が定められるのは分かるので、その規則によって利用許可が行われるというのは分かるんですよ。でも、この今回の条例については、それが無いので、定めたほうがいいんじゃないですかというふうにお聞きすると、いや、公民館条例では書いてあると。いや、僕はこの公民館条例ではなくて、この當麻複合施設においてどこが規則を定めるのか、そら市がちゃんと定めますということを、公民館条例との整合性もあるので、入れたらどうですかというふうに聞いたので、それは必要ないんだったら、必要ない理由をおっしゃっていただいたら結構ですし、いや、それは改めるということであれば、改めるでも構わないと思うんですけども、今後ですね。今もう案として出ていますからあれですけども。もうちょっと2番目と3番目のところ、お願いしたいと思います、回答をね。

その上で1番目のほうですけども、市民活動については、できるだけ制約を求めることなく柔軟に対処するというお話でした。しかし、それは条例をなぜ定めるかというのは、恣意的な運用をやっぱりさせないために条例の制約があるわけで、だから、定義も求めて定めをちゃんとしてやるというのが私は大事だと思うんです。例えばこういうことなんです。具体的に言うとな。例えば、宗教的な活動、これはどうなのか。あるいは政治的な活動ということで、どこまで認められるのか。これについては定義がないと、誰が柔軟に判断するかいうときに、指定管理者によって、いや、この団体はいいですけど、この団体は駄目ですというふうなことも起き得るわけです。だから、ほかの市町村の定義見ると、そこら辺はかなり

きちっと書いているところもあります。書いてないところは、それは認められる。書いているところは認められない。ちゃんとやっぱ書く書かないによってそれがああるわけで、ここはもう書かないということであって、広く柔軟に認めるということであれば、本当にそのとおりになるのかという問題が出てくるわけです。今回は特に指定管理者に任せるということをお前提に話が進んでいますので、議会でもそれを取り上げようがないんですよ、そうなったときにね。だから、この条例の段階できちっとした定めが取れるような条例にしておかないと、議会で何かあったときに、市民の方からいろんなことを言われたときに、我々が言えるのは、この条例に沿って言うことができるわけですから、指定管理者に直接言うわけにいきませんからね。だからその意味では、1番目の問題、私疑問もありますので、もう3回目ですから、ほかの方のご質問もありますので、また機会を設けて、そこの細かいところはもう一回、どの範囲というところは聞こう思っているんです。

川村委員長 もう答弁してもらっていいですよ。認めますよ。

谷原委員 じゃ、そこなんです。先ほど言いました、例えば今は當麻文化会館でもいろんな活動されていますよ。そういうのがおおむね認められていく。というふうに理解できるのかどうか、これでね。また、それが本当に保障されるのかどうかね。これは最終的には指定管理者制度、導入する場合には、協定書という形で詰めていくことになると思うんですけどね。そこら辺どうなのかということについて伺います。

川村委員長 質問の意図は理解していただいていますか。答弁できますか。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをいたします。

1つ目、条例の中で規則のほうを葛城市が定めるということを明記する必要があるのかというご質問だったと思います。この本条例の19条のほうで、この条例に定めるもののほか、本施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるというふうに明記しておりますので、葛城市において規則のほうを定めるということは、はっきり書かせていただいております。

2つ目、そうですね、答え方が難しいところがあるんですが、恐らく今まで公民館として活用しておった當麻公民館の部分、それから、文化会館として活用しておった當麻文化会館の部分の業務が引継ぎがされるのか、また、その活用に関して、同じ種類の活動が継続できるのかどうかというところが趣旨だと解釈をしております。市民活動センターにつきましては、先ほど申し上げました公民館活動でありますとか、文化会館活動でありますとか、その部分と一番大きな違いというのが、社会教育法の規定の下にあるか否かということにあると思います。1番目のご質問で、部長がお答えさせていただきましたように、この複合施設に関しましては、社会教育法の決まりの中にないという施設として規定をいたしております。その違いにつきましては、今までの社会教育法の決まりがない中で、できる限り柔軟に市民活動の活性化に必要な支援が行えるようにということでこの条例を作成した部分が、趣旨、目的になってございます。もちろん今までの同じような活動、市民活動に関しましても、継続していただけるというふうに解釈をしております。

もう一つ付け加えさせていただくと、先ほど政治活動であるとか、宗教活動であるとかといった表現がございましたが、公民館活動のほうにつきましても、社会教育法の中でそういった活動に対しまして、偏った支援をするというところを禁止している部分がございます。この解釈につきましても、公民館活動自体が、社会情勢の変化でありますとか、時代の変化に伴いまして、比較的緩く解釈するようにというような国の通知が出ております。例えば、平成15年に文部科学省のほうから解釈の周知についてということで通達が来ておりまして、公民館の解釈につきましては、以前、昭和34年に設置及び運営に関する基準が告示され、幾度となく改正がなされてきております。その後に、もう66年ぐらいが経過しておるんですが、人々の多様化でありますとか、高度化する学習ニーズ、生涯学習の進展といったことが社会背景にございまして、この解釈の柔軟化が求められていると。弾力化が求められているというところがございます。こうした背景に対しまして、市民活動センターのほうでは、社会教育法には基づかない施設ではございますが、こうした公民館活動の解釈の弾力化といった時代の変化による経緯を踏まえまして、生涯学習のさらなる振興に寄与することができるよう、公民館の役割とされる、いわゆる集まる機能であるとか、学ぶ機能であるとか、つなぐ機能といったところ、その辺を継承しつつ、住民参加やまちづくりの視点を加えながら、新しい施設として生まれ変わらせるというものでございます。

以上です。

川村委員長 全部、今含まれていますよね、答弁。3つ目というのも入っていますよね。そしたら、もう一回、意見として言ってください。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。2番目のところで利用許可についてのことよりももっと広く、管理運営に全般について、先ほどあった第19条ですか、そこに、本施設の管理運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるというふうにありますから、要は利用許可に係るほか、それも含まれるということで、それよりももっと広くいろんなことで管理運営についての規則は教育委員会が定めるということでもありますから、これについては分かりました。

それから、集会の施設としての利用の在り方について、今、木下室長のほうから詳しくお話がありました。そういう形で柔軟に運用していくということで、集まる、つなぐ、学ぶという機能を持つような様々な取組について、広く、これについては施設利用を認めるという方向であるということは理解いたしました。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに。関連で。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今し方、市民活動の定義について谷原委員が質問されましたので、その関連について、私も質問をさせていただきたいと思います。今、谷原委員とそれから答弁者、ざっくりと言うと、私が聞いている限りにおいては、市民活動については定義づけを条例のほうですべきではないかということを、まず谷原委員がおっしゃって、それに対して、林本部長は、いやいや、疑義が生じないようにするということはもちろん条例として大事だけれども、制約がないように柔軟な解釈に委ねるんだという答弁をされました。これについてお伺いをしたい

と思うんですけれども、市民活動というものについて、私、ぱっと出てきたのが葛城市市民活動支援事業というのがありまして、それがちょっと頭に浮かんだんです。これ随分前からやっているんですけれども。市民活動というのは、一般的な単語だと思うんですが、市民が自発的に、また社会性とか、あるいは公共性を持って活動をするというふうなことだろうと思うんですが、葛城市市民活動支援事業というのは、葛城市の定義づけによりまして、市民の皆さんがより積極的、主体的にまちづくりに参加して、より多くの市民の参加または参画を得て、市民の公益的な活動の活性化を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進し、魅力のあるまち葛城市を実現するために、市民団体等が行っておられるというふうな定義づけがなされているんですが、この定義について、私は、いわゆる今の部長のご答弁なんかも聞いておりまして、市民活動に対するかなり狭義というか、市民活動の広い範囲の中の一部を取り出して、それに対して支援をしていこうというふうな意味なのではないかなというふうに理解、私としては理解をするものなんですが、まず、いわゆる市民活動支援事業で使われているような市民活動と今回の市民活動との使い方の違い、市民活動といいますと、1つは地域社会の活性化、課題解決というふうなことも言われるんですが、もう一つは、参加者自身の自己実現であるとか、社会参画とかいうこともいわゆる市民活動に入ってくるなと思います。そういう広い意味のことで、一般名詞に近いような市民活動というふうな使い方、答弁をされたんじゃないかなというふうに理解をするものですが、これだけでもう一度整理をさせてもらえたらと思います。

川村委員長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいまの吉村副委員長のご質問なんですけれども、おっしゃるとおりで、今言っている市民団体が多分主体となっている部分で、多分これ補助金か何かの関係も影響するものなので、やはり先ほどから申し上げますように、条例とか、そういった例規を運用するときに、定義を曖昧にしてしまうと、そういった対象かなりぼけてくるので、そこをきちっとその定義をするというのが、これが本来の例規の重要な定義づけの意味だと思っております。先ほど複合施設に関する市民活動というのは、もちろん団体もそうですし、個人も含まれます。あらゆる市民の方が幅広くそういった活動をしていただくに当たって、制約を設ける、ルールを設けるというのが、やはり果たしてそれによって市民の方々がそういった活動に支障を来すのではないかなということも含めて、今回の市民活動に関する定義づけというのは、あえて条例のほうでは行っていないという状況です。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 市民活動というと、団体が行う市民活動もちろんあるんですけれども、個人が市民活動として、いわゆる自己実現のために調べ物をしたりとか、それからいろんな催物参加をしたりとかするのも、私は、これは市民活動だろうというふうに思います。先ほど木下室長も、市民の文化とか芸術に関する各種の活動もこういうものも含むんだと言われましたので、そういうふうな定義であると、それから柔軟に解釈をするんだというふうなことで理解いたし

ました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 市民活動の活動とか、使用のルール、今後まだ細かくつくっていくということで、大きくは、条例の中で68条、9条の中で書かれておるよということなんですけども、これ私お聞きしたいんは、當麻複合施設の利用基準、これは旧の當麻文化会館の利用基準のレベルを満たすものでなければならないと、このように思うんですね。今まで當麻文化会館を、施設を利用していた人が、新しく當麻複合施設を利用する場合においても、今までと全く同じように困らないように、利用の基準で使用できんのかどうかという、ここが大事なところではないかなと思うんですけれども、この点は、今後利用をルール、細かいルールとかそういう作成されていく上で、この部分というのは反映されるのでしょうか。大丈夫かどうかご確認をさせていただきます。

川村委員長 松林委員、さっき答弁にあったように、これから規則できちっといろいろなことを決めていくということやけど、条例の中にうたわれているということではないので、答弁してもらうのもおかしいねけど。

松林委員 だから、今後ルールを作成していく上で、細かいルールを作成していく上で、ここら辺の部分というのは担保できるのかどうか、担保していただけるのかどうか。今後は今まで利用していた人が、當麻文化会館を利用していた人が當麻複合施設を利用するときに、従来と変わらず使用できますよという、この部分が担保できるのかどうかということをお聞きします。

川村委員長 どの程度、まだ未定な部分もあるわけですよね。きちっと定まってない部分もあるんですよ。答えられる範囲でいけますか、答弁いただけますか。担保いただけますか。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいまの松林委員のご質問の中で、利用基準ということで今後どういうふうに定めるのかというか、従来と同様に変わりなくというのは、基本はそれは今までの當麻文化会館もそうですし、そういった施設を利用されてきた方の活動状況ももちろん踏まえて、今回運用基準というのは定める予定ではございます。先ほどから申し上げておりますように、活動そのものにつきましては、市民の方に少しでも幅広い活動をしていただくことを担保とするということで、活動そのものに問題はないかと思いますが、あとは利用料金というか、使用料であるとか、そういった部分についても、今まで大きな、急に変わったから、施設が新しくなったからということで、何か利用者の方にとって何かいろんな不便を来すというようなことが極力ないようには考えてはいきたいと思いますが、いかんせん、またルールは新しくつくりますので、その点は絶対にご希望がかなえるかどうかというのはまた別のあれかと思いますが、一応そういうふうな形の今までの部分も踏まえての基準を設けていきたいというふうに考えます。

以上です。

川村委員長 意見として述べといてもうたら、いいですよ。意見としてね。心配されるのは当たり前

やと思うから。

松林委員。

松林委員 施設を利用して活動していた人、今まで、この人たちが従来と変わらず、新しい複合施設になっても利用できるようにという、この部分はしっかりと心にとどめていただきたいなと思うんです。この部分はしっかりと反映していただきたいと、これはもう意見ですけども、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 西川です。お疲れさまです。この条例をやっぱり今、制定していくときは、取りあえず、やはり先ほど部長あったように、幅広く指定管理を指定管理制度で進めていくということなんで、幅広く、市民の方ももちろんそうなんですけど、今まで使っていた方ももちろんなんですけど、使用料もしっかりきっちり定めて、公平に皆さんが使っていただけるようにするというのが目的やと思うんです。聞きたいんですけど、使用料なんですけど、使用料については、利用料というかな、使用料ね。使用料についても、まあ言うたら、市外についても市内についても一緒の形で、今は考えられているのかなというふうに思うんですけど、その辺はどうかというところなんですけど。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

使用料の部分につきましては、この条例に規定させていただいておりますように、一律で定価となるような使用料を規定させていただいております。これにつきましては、新しい施設が出来上がるということで、新しくその算定の根拠を見直ししまして、いわゆる市内、市外関係なく、料金が算定の根拠として新しく設定をしましたので、新しい料金が設定されたということでございます。この後、規則であるとか要綱を整理していく中で、減免の規定というのが、そちらのほうに規定する予定でございます。その中身について細かく、今現時点で不確定な要素も多くて、お話しすることというのが難しいんですが、市内、市外といった部分につきましても、一部そういった部分を加味しまして、減免の規定を検討しておるところでございます。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 僕これ、条例でこうやってやるのはもう一律でいいと思いますよ。市内、市外ね。ほんで内規でそうやって決められるというところについては、決めていっていただいたらいいんですけど、それはしっかり決めておいてください。内規になるんだと思いますけど。でもどちらにしても、やっぱりこうやって開かれた施設になっていかなんわけですから、やはり今までの、先ほどもあった市民活動とは何ぞやというところもありますけど、やっぱり幅広く使っていただいて何ぼなんで、せっかくしっかり投資した分、しっかりと市民の方々とか、市外の方々もそうですし、いろんな方々に使っていただけるような施設にならんあかなと私は思っていますんで、その辺、条例で僕はこのままでいいんじゃないかなと思っています。

す。やっぱりここできっちり、あまりにがんじがらめにしてしまうと、やはり後で足かせになってくる部分というのがありますので、その辺は規則、細かい部分は規則、内規等でしっかりと定めていければいいじゃないかなというふうに私は思っております。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 条例の中で、市外の方は料金の5割増しって書いてあるじゃないですか。これ、これから市内の人、市外の方って見んのは指定管理の方ですよ。それこれ今からきっちり決めていかはると思うんですけども、僕前のグラウンドのことも言ったんですけど、やっぱり市外の方が、ちゃんと市内の方が使われているという状態やったら全然問題ないんですけども、ぶっちゃけ市外の方ばかりでやってるっていうのもあるっちゃあるんですよ。その辺は、次は指定管理に投げるわけじゃないですか。今は市の理事者の方がやっていただいていると思うんですけども、その辺の取決めというのを今回きっちりと考えていただきたいんです。例えば団体やったら団体さんに登録していただいたら、次はその団体がオーダーすれば、名簿一番最初は、その名簿の在り方についても、僕、中央公民館のほうで僕いろいろ言わせてもうたんやけど、そういう工夫ですよ。次は、指定管理やからできる工夫ってあると思うんですよ。例えばスマホで1回登録したら、もう次からその団体は使えるようになるとか、そういうふうな市内、市外というのは、ある程度今よりも厳しく、市内の方が使っていただくのはこの料金で全然問題ないと思うんですけども、やっぱりその辺は指定管理だからできる話はあると思うんで、その辺要望だけ、質問というか要望ですよ。これを機にしっかりとやっていただきたいなと思います。

川村委員長 運用についてやね。意見として。答弁できないでしょう。だから、ここは議会もちゃんときちっと線引いてますんで、今回はもう今こういう意見としてしっかり聞いておいていただきたいと思う。その機会であると思っていますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は条例の文言について教えていただきたいんですけど、第4条のところの2行目の法人その他の団体であって、本市が指定するものというふうになっているんですけど、その本市というところが、大体ほかの条例を見ると市長となっているんですが、その辺りは何か意図があってというか、本市とされているのかということと、それから利用条件というのかな、利用許可ですね、のところで、コロナがあってから定められた条例の中には、感染症にかかったときとか、またはそのおそれがあるときは認められないというような文言が入っている条例が結構あるんですけども、そういうのは考慮されたのかどうかお願いします。

川村委員長 答弁できるかな。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本市となっているところなんですけど、これ指定管理者の指定に関する手続に関する部分でして、これに関しては、市長というよりも、議会の議決を含めた葛城市として決定をする

という表現でございます。

それから、感染症、そういった部分が入館拒否ができるのかというところの趣旨だと思われませんが、6条の4号、1項4号、天災地変、その他避けることができない理由により、利用の中止の必要があると認められるときというところで、天災というところで解釈させていただきたいなと思っております。

以上です。

川村委員長 柴田委員。

柴田委員 私、他市の条例見たときに、大体が本市というよりは市長になっているので、そこが指定管理、議決で多分やってらっしゃるのではないのかなとは思いますが、ここだけが本市になっているのには何か意味合いを持たせてらっしゃるのかなというふうに解釈していたんですけど、特に議会も含めた本市という解釈ということで、分かりました。

第6条の4ですかね。天災地変があるときということで、そこに感染症も含まれるという解釈で対応されるという認識でいいんでしょうかね。個々、まあ言えば、感染症自体は大きいものですけど、そこにいらっしゃる方って個々の対応になると思うんですけども、その辺りの見解はどうでしょうか。

川村委員長 この条例の中で、ほかに市長に定めているというのは、柴田委員、どこですかね。何条ですかね。場所言うてもらったら。

柴田委員 指定管理に関して市長の、大体市長になっているんですよね。市長が、どこか分かんないけど、さっきもあつたんですけど、第7条ですか。結構市長が。その文言自体は、他市のことなんですけど、この条例の中でも大体が市長になっているのに、そこだけが本市になっていたんで、何かあるのかなというふうに私は思って質問させていただいたんですけども。

川村委員長 12条とかですね。

柴田委員 大体市長になっているので、そこだけが本市というのが、何か意図あるのかなというふうに私は……。

川村委員長 その表現の違いというのは説明できますか。

柴田委員 さっきしていただいたのが、議会も含んでの葛城市全体という意味での本市ということだったんですけど、他市の状況としては、ほとんどが市長になっているので、という意図があつたのかなというふうには思つたんですけど。

あと、感染症に関しては個々の対応になるので、コロナという全体のそういう天災とかそういうのではなくって、そこに入館されるときに対応しないといけない場合のことですよ。利用の許可というの。だから、その辺りをどういうふうに対応、対応というか、ここに書いてないから、どういうふうに対応されるのかなというふうに思つたんですけども。

川村委員長 あえて感染症というところなのかな。コロナというのはそういう、こういった状況は天変地異とかそういうのに当たるというふうに解釈すんのか、それとも一般的な感染症をどう考えるのかというところですけども、それを条例でうたつとかなないといけないのかどうかというところら辺も、確かにこれからどうなのかというところですから、その辺も含めて、条例にあえてこういう表現であるんだけど、細かく条例にうたわないといけないのかと

いうところら辺ですね、柴田委員のお尋ねはね。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、市長であるとか、本市という表現の違いにつきましては、この条例の立てつけといえますか、書き方のところで、最後に市長となっている部分を指定管理者のほうに読替えるという規定がございます。指定管理者が判断ができる部分につきましては、市長という表現をさせていただいておるんですが、この本市になっている部分を指定管理者に置き換えると、ちょっと意味合いが通らなくなりますので、ここの部分に関しては、あえて本市という表現をしてございます。

もう一つ感染症の部分、6条の最初の規定にありますように、指定管理者はこの本施設に入館しようとする者、者に関しましては、団体であろうと個人であろうと、入館する方に対して、そういう判断を下すことができるという規定でございます。個別具体的にそういう事例が、細かく感染症においても規定する必要があるのかという部分は、難しい部分あるんですが、今あります4の天災の部分ですとか、5号の部分にあります、特に必要と認められるときという表現でカバーできているのかなという解釈をしてございます。

以上です。

川村委員長 柴田委員。

柴田委員 本市に関しては理解できました。感染症に関しても、明記しているところもコロナ以降の条例ではあるので、もし可能であれば考慮していただきたいなというふうにも思いますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 今の要望に対しては、ここでそれを今書かないとあえて、この天災地変というこの言葉で、今はこの条例の中で置いておくと。要望されているけど、細かいことについては、規則の中でどういうふうにするかというふうに、そういう答弁やったと思うんですけども。よろしいんですかね。よろしいですか。答弁、もう一回きちっともらいましょうか。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

いろんな表現というのが、いろいろ意見あるかと思いますが、先ほどから室長のほうも申しておりますように、これは天変地異、いわゆる天災等と一緒に、コロナなんかもやっぱり避けにくいものです。また、管理、そういったコロナに感染している方がもし入られると、管理運営上もよくないということも含めると、当然この2つの号でそれを包含するという考え方になります。やはりこういうそのときそのときのいろんな感染症であるとかというのは、これはインフルエンザも含めてですけれども、やはり厚生労働省とかがよくガイドラインとかも出しておりますので、大体こういった公の施設全体のこと、全体に言えることだと思います。ですので、当然入り口にはああいう最近はもうコロナ禍以降は検温機とかもありますので、そういったところで入り口で立っている窓口の案内係が、やはり発熱等があれば、その都度対応して、入館をお断りするとかということになるのかなと思います。これも運用であるとか、そういった全体的なほかの施設も含めたガイドラインというのによって、対応し

ていくという考え方です。だから、あくまでも条例の中でそこまで細かくうたわずに、この中に包含させていただくというのがうちの考え方です。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この設置条例そのもののことについて、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思うんです。

これは當麻複合施設の設置条例ですから、設置の目的があって、その設置においてその目的を果たすためにどういう事業を行って、そのためにどういう管理運営を行うかということを決めてあるわけですが、先ほど言った私目的が、市民活動いきなり出て定義がないので、一体何をやるんだということが分かりにくいと、いまだに僕も分かりにくいんですけど、ここにこだわって聞きますけど、というのは、これ図書館と、それから公民館と、それから文化会館、3つの設置条例がこれまであったんです。それぞれの設置条例は目的をちゃんと書いてあるんです。ちなみに複合施設の中の図書館については、この第3条に、次に掲げる施設を置くの中に、市民活動センターと、それから葛城市立図書館条例に規定する葛城市當麻図書館を置くとなっているんです。だから、この複合施設はこの2つの施設ですよ。だから、その設置条例の目的が、図書館については當麻図書館条例に書いてあります。これは例えば、図書館条例としては、これかなりしっかりした図書館活動を行う条例となっていて、例えばこう書いてあるんですね。図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録、その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、市民の利用に供することによりというふうにならずとあります。だから、こういうことをやりますよとこの施設ではね。それは分かるんです、だからね。ところが市民活動センター、一体何やるのか分からないんですよ。ちなみに公民館については、公民館条例に書いてあります。これもかなりしっかりした条例で、社会教育法第21条の規定に基づき、本市の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行いということを書いてあるわけですね。文化会館条例についても同様です。文化の振興を図ると。つまり葛城市が文化の振興を図りますよ、葛城市は社会教育を推進しますよ、葛城市は図書館法に基づいたこういう活動やりますよとはっきりと定めているわけですね。じゃ、市民活動センター、何やるか定めが分からないと僕は先ほどから言うてるんです。だから、そのための施設じゃないですか。それだから、こだわるのもこれ意見だからだけど、だからそれは何なんですかというのを僕聞いているんです。定義できないならいいですよ。いいんだけど、この市民活動センターとして設置するわけだから、その目的は何なんですかということをもう一回明確にさせていただいて、そのためのセンターですよというふうに言うていただかなければと思うんです。それは第1条にある程度書いてあるんだけど、突然市民活動出てくるから、私が非常に混乱しているわけですけど、それを教えてください。これが1つ。

それから2番目ですけど、先ほど言いました文化会館条例はなくなるんですよ。公民館条例もなくなる。そうすると、これまで文化会館として、葛城市が振興するために補助をしていたり、いろんなことを市民さんにやっぱり行政として提供されてたと思います。それは

今回、市民活動センターになることによって、行政が、そういう文化活動、芸術活動に対して何らかのことをやるのかやらないのか。もう市民活動センターですから、もうそれはこれまでの文化会館条例と違って、そういう振興からは、文化振興とか芸術の振興というのは全然ないですよと目的に、いう施設になるのかどうか。つまり、これはいろんな演劇団体とか活動されていて、やっぱり市もそこへ非常にサポートされてたと思いますけれども、例えばこんなことは當麻文化会館でやられていましたけれども、これから市民活動センターになったらそれがなくなるのかどうか。だから、その条例が改変されて1つになるわけですから、これまでの条例が変わることによって、これまで市がやってきたこと、これがなくなるのかどうか。これ2つ目ね。

3番目、市民活動センターの担当課はどこですか。どこがこの市民活動について指導していく担当課になるのか。これまでやったら、広く見れば社会教育法とか図書館法とかいろいろありましたから、教育委員会が所管になっていたと思います。この図書館部分はこの条例どおりですから、これは引き続き教育委員会だろうと思いますけれども、市民活動センター、複合施設ですから、これはどこが所管課になるのか教えてください。

川村委員長 まず、市民活動センターの定めが分からないということですんで、定めについてもう一回言ってください。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

1つ目、市民活動センターの事業につきまして、1条の設置の中で、市民活動の事業に関する目的を設置している部分と、あと7条に関して、市民活動センターにおける市民活動センターの事業に関して、規定をしてございます。いわゆる今までの施設で行われてきた文化活動でありますとか、芸術活動に関する振興に関することという部分に関しましても、7条の1号のほうに規定をさせていただいているところでございます。

2つ目の質問ですが、恐らく主催事業とか、そういう意味の趣旨かなと解釈をしております。主催事業に関しましては、今までから文化会館のほうで、市民活動に対するそういった事業の提供でありますとか、その機会の提供というのを行ってまいりました。これに関しましては、主催事業としまして、市民活動センターのほうにも引継ぎをさせていただく予定でございます。ただ、形が今までの支援の仕方と全く同じかと申し上げますと、そこは指定管理者さんのほうにお任せをするという部分もありますので、その支援の仕方の方法に、提供の方法、機会でありますとか、支援の進行の仕方の方法につきましては、若干その手法は変わってくるのかなということを想像しております。

3つ目、所管に関しましては、市民活動センター部分につきましては、生涯学習課になるのかなというふうに思っております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。指定管理者制度の問題は今回入ってはいますけれども、これ設置条例ですので、基本的に葛城市がやるようにもできるわけですから、だから要は施設の目的、

事業目的、それからその管理運営ということで、条例に即して私議論したいと思っているんですが、この設置目的については第1条にあると。私もそうだと思うんですよ。ところが、僕は何度も言うけど、市民活動を通じたというこの限定がついているから、私に分かりにくくなっているんです。これ、それを除いたらこういうふうな目的になるんですよ。文化・芸術体験が共有できる身近な場、未来を担う子どもたちの感性を育む機会及び図書等を通じた学びと憩いの場を提供することで、人と人、人と活動、人とまちをつなぐことにより、まちに関わる皆で子どもたちの健やかな成長を見守りつつ、共に地域の価値を創造することができる豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として、葛城市當麻複合施設を設置する。私は立派な目的だと思っているんですよ。ところがその頭に、市民活動を通じてとあるから、その市民活動に、それないとその目的に外れるから、会館利用の在り方等についてややこしいことが起きるんじゃないですかということを申し上げているわけで、これ除いていけば、そのために柔軟に運用するというのは、私は立派な目的だと思うんですが、私どうもこだわって申し訳ないんですけど、いきなりこれが出てくるもんだから、どうもよく理解できないというのは、もうこれ致し方ないということにしておきます。なかなか平行線なので。

先ほどありましたように、市民活動センターについては生涯学習課が所管になるということで、これまで當麻文化会館で行ってきた、市が、様々なサポートということも含めて、それについては、継続して生涯学習課のほうで、市民活動センターとして行っていくということでしたから、それは了解いたしました。指定管理者制度だからということで、指定管理者に丸投げではなくて、あくまで協定書を結んで、市の施設ですから、当然そこはしっかりと葛城市の主体性が生かせる形で、市民の声が反映する形で、ぜひお願いしたいと思います。運営については、お願いしたいと思います。

川村委員長 ほかにありませんか。

奥本議長。

奥本議長 今、設置目的のところいろいろ話しされていますけども、一番この会議の当初に冒頭に、木下室長が説明されたように、市民の文化、芸術、教育、学術に関する各種の活動というふうに定義づけされておりますんで、この市民活動を通じたって、これが文言のところの表現の仕方だと思います。これは市民の活動に限定しているんじゃないくて、これ市民のという主語の代わりにここを用いているだけの表現だと私思います。そもそもこの従来の文化会館条例もなくなるんですけども、それと同じじゃなくて、新たな条例をつくるというところで、こういうところの表現になっているというところだけやっぱり押さえておかないといけないんで、何もかも前例がこうだからこれに従わないといけない、そういうわけじゃなくて、やはり新しいものをつくっていくというところから、こういう表現の仕方になっているというところだけは我々理解しないといけないと思います。

川村委員長 ありがとうございます。

杉本委員。

杉本委員 僕もあそこの複合施設に関しては、葛城市の目玉になるように幅広くいろんなことを使っていただくという意味では、条例に関しては、僕、ざっと目通しましたけど、あんまり幅

狭くしてもかちかちの昔ながらの施設ってなったら、また面白くもなくなってくるんで、取りあえず一旦は条例としては、これぐらいの書きっぷりなんかなと思うんですけども、ただ僕、やっぱりさっきも言ったように、指定管理との関係が気になるんですよ。その指定管理でどうか知らんですけど、指定管理を受けはる方との約束事というか規約というのは、僕ら見れるんですかね。議決案件でも何でもないんですけど、例えばさっきの柴田委員のやつとかでも、そこに載っているはずなんですよ。そんで使用の条件とかもそこに載っているはずなんですよ。前回、僕言ったみたいに、何で幅広くやろうとしてんのに時間狭めんねんという話もそこに載っているはずとか、載るはずなんですよ。どっちかいうと僕そっちのほうに興味あるんですけど。こっちは、条例はこれは多分これぐらいしか言えないと思うんです、僕。そっちのほうの指定管理者さんとの約束事のほうが、僕らはもっと、議決案件、ちゃいますよね、僕らはそっちのほうがいっぱいアイデアも出せるし、こんなところ使わせたら駄目なんじゃないのとか、こういうところに配慮使わなアカンのじゃないのというのを言えるような気がするんですけども、それは見れないんですかね。

川村委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

本市のほう3月に、指定管理のガイドラインを作成いたしまして、いわゆる指定管理の選定に当たっては、議決案件ということで議会に上程させていただきます。ただ、その科目の内容というのは、施設の名称、場所、指定管理を受ける業者のたしか名称、住所、それと代表者の名前かな、それと、あと指定期間、例えば5年であるとかという部分が議決の案件部分になりますので、ただ、それを審議していただくに当たっては、ガイドラインの中でも、極力、要求水準書であるとか、そういった細かい部分であるとか、もちろん会社、受けたところの法人の指定管理を受けたところの法人のいろんな概要の分かるものも、補助資料として付けるというふうにはなっておりますので、全てが網羅できるかどうかは分かりませんが、極力そういった形で資料のほうは提供させていただく予定をしております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。何かそっちのほうに僕は重要なかなと思ったり。前の議決した分は、そら、そうなんです。ただ、今からの決め事のほうが多いでしょう、多分。決め事というか約束事というか、そういうことをもうちょっと幅広くできるように練り上げていきたいなと思うんです。今、条例と関係ない話していますが、そっちのほうは部長お願いしておきますね。

以上です。

川村委員長 今非常に重要なこと言うてくれはったと思います。この當麻庁舎の特別委員会は何のためにあるかという、これからこの条例を設置して、規則これからつくっていただく。今、松林委員が最初にいろいろと意見としておっしゃった。今日は意見として取り上げますけども、これからこのこれから規則について細かく、この特別委員会で、やはり意見として、市民さんの意見も含めてお伝えしていく機会というものは十分あると私は思っております。

で、ですから、今日はこの条例設置について、この中にはこの後ろにはいろんな幅広い規則がこれから存在してきますので、これからの設置に向けて、もちろん指定管理のガイドラインも含め、この委員会はフルに、皆さんの市民の皆さんの意見も拾っていくという思いはちっとも変わっておりませんので、私はこの特別委員会は非常に重要であると思っております。新しい複合施設で新しいことを体験していただくのに十分な審議をしていこうと思っておりますので、そこはもう心配しないで、十分ここでやっていきたいと思っておりますので、理事者の皆さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。いきなりできましたって言うても、できましたと言うまでには、随時この委員会はさせていただこうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今の意見もござひますので、ほかに意見ありますか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 それじゃ1点、図書館について確認をしておきたいなと思うんですけど、第3条、葛城市立図書館条例に規定する葛城市立當麻図書館、葛城市の當麻複合施設にこの掲げる施設を置くというふうにあります。この書き方をされていますので、この施設というのは図書館法に基づく公共図書館であるということは、これは明白だろうというふうに思ひますが、質問は、13ページの附則なんです。の5なんですけど、葛城市立図書館条例の一部を次のように改正するという事で、第5条第2項中、図書館長を館長に改めるというふうな文言がござひます。これは文言整理なのかなというふうにも思ひますが、理由についてお伺ひをいたします。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

文言の整理という意味合ひで解釈していただいて間違ひないのかなと思うんですけど、複合施設になりますので、館全体の館長としていていただくとか、就任していただくことになりますので、その方が図書館長を兼ねることができるといふ意味合ひで、文言の整理をさせていただきます。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 この今、伺った文言整理と、それから今、木下室長がおっしゃったような意味合ひがあるということなんですけど、葛城市立図書館条例のこの該当する箇所を読みます。第5条の2なんですけれども、故意または過失により、図書館資料を亡失し、または破損した者は、これは館長に変わるんですけど、図書館長の指定する代品または相当の代価をもって弁償しなければならないということがあって、これに限らず、図書館長が様々なところで図書館で、トップに立っていろいろやるということはすごく大事なことですけれども、いわゆる場合によっては、軽微なことというんですかね、指定管理者がその場で判断をしてというふうなことはあるんですけど、基本的にこれは當麻図書館というのは公共図書館でありますので、これはやはり従来どおり、図書館長がやっぱり、まあ言うたら館長がしっかり管理をしてするという、従来の公共図書館、このことに関しては、そういうふうな理解で間違ひないのか

どうか、これだけ念を押しておきたいと思います。

川村委員長 じゃ、暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡いたします。

休 憩 午後３時１９分

再 開 午後３時３５分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの吉村副委員長の質疑に対する答弁を求めます。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下でございます。

先ほどの吉村副委員長のご質問にお答えをさせていただきます。

少し解釈の違いがあったのかなと思うんですが、説明を改めて申し上げますと、館長にしましては、指定管理館と今の新庄の図書館の２つの施設にそれぞれの館長がいるということになります。それぞれの館長がそれぞれの判断をするということになります。弁償の基準といった部分につきましては、あらかじめルールに基づく、ルールにつきましては統一の基準として、当然うちのほうが主導いたしまして、設定をいたします。それに基づいて運用をしていただくということになるかと思えます。判断に迷われたときには、当然新庄の館長のほうに尋ねて判断させていただくということになるかと思えます。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。館長については、それぞれの館に館長がいらっしゃるというふうなことでありますけども、今のご答弁の中で行政がきちっと主導して、それから指定管理、業者に対してはきちっとルールを決めて、行政主導できちっとそのルールづくりは行って、それに従ってやるというふうなことから承知いたしました。先ほど木下さんもおっしゃいましたけれども、人々の多様化とか、それからあと弾力的な運用というふうなことが言われています。図書館に関しましても、やはりそういうところで、やっぱり時代に応じたといいますか、そういった運用というのは当然出てこようかと思えます。ただ、図書館法に基づく公共図書館ですから、そこら辺のところだけしっかりと押さえて運用していただくということだけは、これはもう改めて申し上げておきまして、以上です。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

まず、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することに反対の立場から意見を述べます。

この當麻複合施設におきましては、長く議会におきまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会で議論してまいりました。まずは、當麻庁舎が耐震性がないということで除却することに始まり、除却後の跡地の問題で、どのようにその後の施設を配置していくかという議論を幾つかやってまいりました。その中で4案プラス新しく2案という形でいろんな案があったわけであります。その際にも私は申し上げましたけれども、図書館は残すべきであるということも申し上げたし、幾つかの複合案について、私は複合化することについては反対ですということをはっきり申し上げてまいりました。しかし、議論の過程の中で、全体の合意を取りながら、これを進めていくという経過があったわけですが、再度、本設置条例に当たりまして、私は、やはりこの地域の施設については、當麻図書館など残して、本来、複合化という形で、非常に狭いところにいろんな機能を押し込めるというふうな形で、これは財政上の理由が一番大きかったと私は思いますけれども、そのために設計等につきましても、施設の内容につきましても、バリアフリーの問題、かなり議論ありましたけれども、かなり無理した設計となってしまったのは、私も大変残念に思っているところであります。

したがって、基本のところから、私は条例設置に、この複合化そのものに反対するため、この条例案に反対するところなんでありますけれども、まどろっこしいですけども、申し訳ないです。あとは、この条例に限ってみましても、私は、ある意味でなかなか、指定管理者制度に公募のため間に合わすためにということで、6月定例会に出てきたものであります。実際、施設そのものの完成はまだ先なわけですから、もうちょっと条例を練り込んで、私はつくるべきではなかったかなということを思っております。その1つが市民活動センターなんです。つまり、この複合施設には市民活動センターを置くとあるわけですから、葛城市に市民活動センターというのできるんですよ。それをつくると言っているわけですから。でも、その市民活動センターが何なのかということについて、全くこれまで議論もされたことありませんし、また、どういうものかも、私はよく分かりません。他市なんかでもたくさん今市民活動センターできておりますけれども、市民活動を促進する条例などを設けて、やはりこういうふうなまちづくりに、こういうことでやっていこうという下にあって施設を設置するわけですから、この設置条例になって、突然市民活動センターがぽんと出てくるというのは、私は行政の在り方としても、私はいかがなものかなということで、この条例のつくり込み1つ取って、私は賛成できるところはないので反対いたしたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これも今、谷原委員からもありましたように、もともと旧當麻庁舎の除却から始まって、

もうここ3年、4年とこの件については、ずっと議論をさせていただいてきたところでございまして、やっぱりファシリティの観点からでも、やはり複合施設、不易流行と私が言いますが、やはり時代の変遷とともに複合化、行政をスリム化していくという目的の下、それと、地域に開かれた、より幅広く使っていただけるような施設にしていく、これについては、本当に葛城市も考えていく1つのきっかけになる複合施設ではないかなと私は思っております。今回、条例、指定管理を求めるに当たって、条例を設置することなんですけど、やはり設置目的でもありましたように、文化、芸術、ここで豊かな地域社会の実現を寄与することを目的とするということが目的、設置に書かれております。やはり葛城市、これからもっと発展していくために設置条例ということをして1つの起爆剤にして、この複合施設、そして民間では、行政では限界のあるところを、また指定管理をしていくことによって、幅広く地域、地域というのは葛城市市民はもとより、その周りの地域の方々、関係されるの方々、幅広く使っていただけるように、しっかりとここは投資させていただいているんで、使っていただけるようにしていきたいなと思うことで、私はこの設置条例に関しましては賛成の立場とさせていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することにつきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これまでの議論でありましたように、いわゆる市民活動という言葉一つ取ってみても、ますます多様化しているという中で、そういった多様な市民のニーズに応えるために、そういった器をつくるというふうなことにしましては、必要になってくるというふうなことで、これはよいことかなというふうに思います。また、私当初から懸念しておりました公共図書館、當麻図書館という非常にすばらしい図書館があつて、そういった公共図書館の機能をちゃんと持っていけるのかというようなことについて、大変心配もしておったわけですが、それにつきましては、更に発展をさせる、そして今までにないイベント等、そういったこともできるというふうなことで、まさに、設置条例の第1条に書いてあるような、そういったことが実現できるような施設になってくれるんじゃないかなというふうに期待するものであります。その期待もありまして、この条例につきましては、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私も議第45号、葛城市當麻複合施設設置条例の制定することについて、賛成の立場から討論させていただきます。

今回出てきてるのこれ条例であつて、これからのほうが大事だと。今までずっとファシリティの件からいっても、だいぶ前進した、これ、ことになつとる。先ほども申し上げました

けども、葛城市において、芝生のグラウンド、そしてこの複合施設が葛城市の目玉になるようにしたときに、民間の力を借りてやるときに、今までみたいな縛った縛った施設じゃなくて、他市の人からもあそこいいなと言われるような施設にするべきやと、その第1歩やと僕は思っています。そのためには、条例ですんで、これ、縛りきってしまったら、また変えるの大変なんでね、これ。そういう意味でも、広い観点でつくられた条例なんかなと思います。ただ、先ほども申し上げましたけども、今からできる當麻複合施設に関しては、皆さんから心配あったみたい、今まで活動された方は使えるのかとか、こういうときはどうなのかとか、例えば時間帯はどうだとか、料金体制はどうなのかとか、民間でできることで大きいことも、いろんなこともあると思いますけども、心配事がこれから出てくると思うんですよね。そこをしっかりと議会が市民の声を伝えるためには、先ほど言ったみたい、指定管理者さんとの規約を見せていただいて、そこでこれはどうなんのというふうにしっかり詰めていきたいと思ひますんで、それはしっかりとできた時点で提出して、我々に見せていただけたらなと要望させていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

松林委員。

松林委員 今回の議第45号に賛成の立場で討論させていただきます。

この複合化施設というのは、市民活動を進める図書館、市役所の複合化でございます。地域が今後新しく生まれ変わり、地域の活性化も期待できる施設であります。私は従いまして、この議第45号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

川村委員長 ほかに討論ありませんか。

横井委員。

横井委員 私も賛成の立場で討論します。この条例見ました。かなり完成度が高いんです。それに尽きます。

川村委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、ほかに討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

調査案件1、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項についてを議題といたします。

本日は、3つの項目について、それぞれ理事者から説明をいただきます。

1つ目が、(仮称) 當麻複合施設実施設計について、2つ目が、(仮称) 當麻複合施設指定管理者募集について、3つ目が(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業についてでございます。理事者にはそれぞれの項目ごとに説明を願い、その都度、質疑をしていきますので、ご承知おきます。

では、最初に、(仮称) 當麻複合施設実施設計について、理事者から説明をいただきます。
木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下でございます。

(仮称) 當麻複合施設設計及び改修工事について説明をさせていただきます。

初めに、(仮称) 當麻複合施設の設計図書及び改修の工事公告について説明をさせていただきます。お手元に参考資料として資料1、(仮称) 當麻複合施設に係る設計概要書をお配りしております。実際の設計図書に関しましては、公募資料として公告をしているところでございますが、本編は1,000ページを超えてまいりますので、設計完了の報告を兼ねた、これまでの総まとめ資料として、この當麻複合施設設計概要書を作成いたしました。前回の委員会より組織の変更もございましたので、ごく簡単にではございますが、内容を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページ目につきまして、基本設計の振り返りから、今回の複合化及び改修の工法を選択した経緯等についてまとめてございます。

続きまして、4ページから6ページにつきまして、改修後の建物の空間コンセプトやゾーニング等につきまして説明した資料となります。

続いて、7ページから9ページにつきまして、1階から3階までの平面配置図をお示ししております。それぞれの場所で想定する部屋やスペースにつきまして、説明をしております。

なお、前回の委員会でお示しした基本設計概要書からは、平面図をご意見を受けて修正した最新のものを置き換えて、表示をいたしております。

続きまして、10ページ、11ページです。デザインパースをお示ししております。外観パースは、今回の新たに追加した資料となりますので、イメージを膨らませただけののかなと思っております。

続きまして、12ページから15ページまでにつきまして、館内各フロアの特色によって分けた7つのゾーンについて、想定する使い方を説明する資料となります。また、15ページ右側には、今回の追加資料として館内の音響計画について記載をしております。

最後に、16ページから21ページ目まで、これにつきましては、管理運営計画について記載をしております。前回の協議会におきましては、概要版ということでお示しをしまして、ご意見を頂戴いたしました。こちらが修正後の本編ということになります。

以上の資料を設計概要書としてホームページ等への公表を今後予定しているところでございます。

また、改修工事の公告につきましては、これらの設計図書を基に、改修工事に係る公募要件の整理をいたしまして、工期の検討、参加要件の設定を行いまして、令和7年5月15日付で一般競争入札の公告を行っているところでございます。

なお、本工事は改修、増築を伴う複雑な工事が予想されるため、万全を期して通常よりも長めの公告期間を設定し、6月30日の開札を予定しております。本来であれば6月議会での契約議決を目指すべきと、ぎりぎりまで調整を進めておりましたが、今般の社会情勢も踏まえ、応札の可能性をできる限り確保しつつ、難易度の高い工事のクオリティを保つ発注とするため、入札のスケジュールを優先させていただきましたことをご容赦願います。契約議決の調う7月中頃以降、少しでも利用者のご不便を短縮しつつ、早く開館の期待に応えたいという思いから、しかるべきタイミングで契約議決をお願いしたいと考えているところでございます。

開館の時期ですが、最短で令和8年度後半、令和9年度の年始辺りが目安になると考えております。

また、當麻文化会館の改修工事に向けた現在の準備状況につきましては、説明を代わらせていただきます。

川村委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 生涯学習課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

當麻文化会館の残什器の現状についてご報告申し上げます。

令和7年2月からごみ減量化の観点やリユース、再利用を実行するために、市役所の全ての部署や学校等に対し、當麻文化会館で使用していた会議机やパイプ椅子、ロッカーなどの譲渡要望を確認させていただきました。多くの部署や学校が現物を確認の上、状態のよいものを4月1日以降に各自でお持ち帰りいただいております。また、老朽化したものや一部破損しているものなどは、委託業者が契約に基づき搬出済みでございます。當麻文化会館の残什器の現状としましては、建物と一体になったものを除き、全て搬出済みでございます。

以上です。

川村委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

横井委員。

横井委員 まず、ページ数2の左図の図面が3つあります。その中の左側の図面の右下、中央監視室がありますが、ここでは防災受信盤を設置されているのですか。それからあと聞きたいのは、電気室、これはどこに設置されているのですか。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

2 ページの平面図に関しましては、これ現況の図面になりますので、平面図で申しますと、7 ページを見ていただくのがいいのかなと思うんですが。

川村委員長 もう一回聞きます。横井さん、現況のところで聞きたいんですか。それとも、7 ページのところで、2 ページで聞きたいんですね。どちらで聞きたいんですか。

横井委員 両方聞きたいんです。9 と 5 ですね。やっぱりちゃんと防災されているんかどうか。それからやっぱり電気もかなりこれでしたら容量が大きいですね。

川村委員長 答えられますか。お願いします。
木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 2 ページの平面図で申し上げますと、事務室の奥に中央監視室ですね、失礼しました。中央監視室って書いてあるところに中央監視盤がございます。電気設備につきましては地下ですね、地下のほうに設備がございます。新しい改修後の平面図でお示しますと、7 ページで申し上げます。右の中央辺り、事務室という表記がございます。この事務室辺りに中央監視盤が設置される予定です。電気設備につきましては、変わらず地下のほうに設置をいたします。

以上です。

川村委員長 横井委員。

横井委員 関連。

川村委員長 関連って自分の、再質問したらいいんですよ。

横井委員 すいません。もう一步踏み込んで、熱源も地下ですか。

川村委員長 分かりますか。質問の意図が。

横井委員 熱源機器です。もうちょっと踏み込んで、例えば吸収式空調機とか、そういうようなものも入れてるとか、ヒーターポン入れているとか、それとかボイラー入れているとか。そうしないと冷暖房は、当然、今この意図とすんのは、そういう巨大なぞうさんぐらいの大きなものですけども、そういうもんが入ると、死角とかいろいろ入ってくるから、また、防災も関わってくるからですから、遠回しですが聞いたんです。

川村委員長 防災に関わることなので、あえて聞くということですね。答えられますか。
木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 改修後の施設につきましては、空調の熱源ですとか、そういった機械につきましては、屋上のほうに設置を予定しております。

以上です。

川村委員長 熱源については屋上。よろしいですか。
ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 この前、デザインのことをお話しさせていただいたんですけども、もう設計、プロの方にもうずっと任されていて、この段階でというところもあるんですけど、考えれるんやったらというところで、今の改修なんで、いろいろとやっぱり規制もあるとは思いますが、ぱっと見たときに、このパースもまだ見させてもらっていますけど、やはりそれほど今の文化

会館と変わらないような見た目になっています。タイルも今のまま使うということですし、同じタイル、これ何十年とたってますんで、恐らくタイルももしかしたら違うタイルを持ってきたりあかんかったりもすると思うんです。その辺について1回、あとあれですね、もうちょっとやわらかい、例えば今でしたら木を使ったような柔らかいぬくもりのあるようなもんはどうですかねという話もさせてもらってたと思うんですけど、その辺どういうふうに変わってはないんですけど、どういうふうな検討をされたかというところだけお聞かせ願いたいなと思っています。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の當麻文化会館からの変更を申し上げます。エントランスの位置を道路角のほうへ移設をいたしました。ゲートのほう、入り口、エントランスのほうに本棚を模したゲートでありますとか、3階のほうには店舗スペース、それから、1階の一部には子どもの遊び場といった、新しい要素が、象徴的に外へと、建物の外へ飛び出したようなデザイン等しております。先ほどもお話にありましたが、劣化の状況調査により、外壁のタイルが予想よりも健全であったということがございます。今までなじみのあるタイルを生かして、素材を生かしつつ、新たに取り入れた機能を象徴する素材が入り交じるといった新旧コントラストのある外観を目指してございます。当初には、改修の手法を説明するに当たりまして、外観も内観も一新することができますよという説明を申し上げておりましたので、外壁の調査結果につきまして、一旦報告すべきであったところもございます。改修工事で施工するということのメリットを生かしまして、費用を抑えつつ、健全な部分につきましては、できる限り活用する方針で調整をいたしましたので、期待値とちょっとギャップが生じてしまった部分もあるかもしれません。

また、外壁に対しまして、内装につきましては、配置をゼロから見直しをいたしましたので、一新される部分が多くなります。ゲートをくぐりますと、今までと見違えるような見た目となっております。エントランスの付近、カーテンウォールと申しますが、ガラス面、ガラスの面も一回り外へと張り出しをしまして、新しく新設をいたします。今までの文化会館の状況ですと、少し暗い印象があったかと思うんですが、それよりも中の様子がうかがいやすくなるというような状況になります。建物内で子どもが遊ぶ様子でありますとか、館内の明るい雰囲気が外からも感じられるようになって考えております。パースでお伝えする部分が、イメージでは限界がございましたが、館内のしつらえ等も一新されますので、実際に出来上がった場合には、サインですとか、インテリアですとか、絵にもありますように遊具ですとか、来館者でありますとか、そういった部分が差し色になりまして、この絵で見るよりも、新しくなったなというような印象を受けていただけるのではないかなと期待しているところでございます。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 そうですね、外壁のことに関しましては、タイル、コスト面も考えてのことやと思うんで

すけど、このパースだけ見るんやったら、やっぱりなかなか一新されたとなかなか分かりにくい状況に、カーテンウォールに関しましては、これガラス面が多くなって取り入れられて、光もしっかりと、中の様子もうかがえるのかなとは思いますが、基本形も一緒にタイルのあれも一緒なんで、なかなかぱっと変わったなという印象を与えるには、さっき言わはったサインであるとか、あとファニチャーとか、素材、テクスチャーみたいな素材を工事管理されるときに意識しながら、やっぱりちょっとでも複合施設としてこれ変わったなと。やっぱりさっきも言ったように、さっき条例のときでも言うたように、やっぱりぱっとみんなが来て、楽しいやろな、ここ来たらというような施設にせなあかんので、やっぱりその辺を意識していただきたいなと。もう色選びするときとかも工事のときとかでもされると思うんで、その辺はしっかりと市としても伝えていただいて、工事管理者、施工者、共に意識をしていただいて、もうめっちゃおしゃれな形で、もうほんまに世代もずっと若い方からお年を召した方までみんな使われるところになりますんで、その辺もしっかりと意識してやっていただけたらなと思います。

木製の棚、木製、棚、この棚はやっぱり、木製、僕C L Tとかああいうふうに提案をさせてもらったけど、その辺はやっぱり厳しかったということなんですかね。これ最後教えていただきたいです。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃいますように、当初C L Tで表現させてもらったほうが、施工させていただいたほうがイメージが柔らかくなりまして、いいのではないかという検討もさせていただいておったんですが、維持管理、メンテナンスの関係ですとか、寿命ですよ、施設の寿命を考えますと、できる限り長く使えるほうがいいんじゃないかということで、今は本棚のほうをスチールに亜鉛メッキをしまして、リン酸処理って特殊な加工をしたような素材を採用させていただいていることになります。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。メンテナンス等も考えて木製、そういうところありますけど、工業施設でもね。でも、そういうふうに判断をされたということなんで、リン酸処理、建築家が好きな処理の仕方というか仕上げなんですけど、それが考えられているというところで、どっちにしても市民の皆さんが、もうほんまにここに来て楽しいなと思えるような施設にしていきたいなというところを要望させていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

杉本委員。

杉本委員 関連というか、外観に関して僕も前言わせてもらったんで、前にいただいたパースと比べたとき、今、前とどう変わったんかおっしゃったかも、僕ちょっとずっとそれ見とって聞き逃したら申し訳ないんですけど、前もいただいたパースと今のパースと比べたら、大きい

違いは電柱がないというところなんですよね、実は。前は電柱あったんですけど、今ないんですよ。ほんで、窓のところに何かオレンジと青の垂れ幕みたいな下がってあるんですけど、もうこれが限界なんかなと思うんですけども、もうこれ以上言ってもこれが限界なんですか。何でもか言ったら、やっぱり外観って大事やと思うんですよ。前も言ったんですけど、昔ながらのことをやっていただくと、これもこれで大事なんかも分からないですけども、ほかの施設とか見に行ったときに、従来の壁とかは見えないところ使っていると。ただ、正面から見たら斬新なデザインしてますって僕ら視察行ったときもあったんですよ。このタイルというのは、今のままだをきれいにされるんですか。何か色塗ったりするんですかね。そのままでしょう。そこは、もう何回も言って申し訳ないし、一生懸命やっておられるのは分かるんですけども、結構前から言っていたことなんですよね、これって、僕、外観に関しては。これがそんなに何回も言われてもこれが限界なのか、前言って、今これ出されてるということは、検討したけどこれなんかなと思うんですけども、その辺もうこれが限界なんやったらもう限界ですって言うてもうたら、僕はもうそれで気持ちよく、もう言わないんで。前言ったからね、僕。その辺お聞かせ願いたい。思っているよりできなかった、思っているより、ええやんってなるんかどうかなんか分からないですけども、できるだけやっぱり葛城市、さっきも言いましたけど、芝生のグラウンドとここが葛城市の今のところ目玉になるんかなんか思っているんですよ、僕は。中身に関しては結構頑張っておられるんかなんかと思うんですけども、例えばこの柱とかでも、何かこれ黒くやらはるわけじゃないですか。こんなのもっと工夫して何かできへんのかなんかと思うんですよ。何か有名な書道家の人に来てもうて葛城市って書くとか、何かそういうことを1個踏み込んだこと、せっかくここまでやるんやったら1個踏み出して、やっていただきたいと思っているんですけども、これが限界なんかなんかというのをお聞かせ願います。

川村委員長 さっきも答弁いただきましたけど、それ、更にそこに肉付けするような答弁あったら、限界というところと費用の節約とかということも言っていたいいただきましたけど、もうちょっと踏み込んで。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

外観の素材に関しましてとか、一新させるようなアイデアに関しまして、かなり複数回にわたって検討を重ねておりまして、部分的に木目に張り替えるでありますとか、軒の天井を木目にするとかという複数のパターンを検討させていただいたんです。タイルに関しまして、もちろん色を変えるんですとか、そういった検討を繰り返してはいるんですが、思ったようになかなか刷新とおっしゃいますと、なかなかそのイメージに近づくことが結果的にはできなくて、それよりも、古く、今の現状の使えるものを大事にしながら、その辺のよさを生かしつつ、新しい部分を新しくすると。そのコントラストをつけることのほうが、今の改修ということに当たっては、取るべき手法なんじゃないかという判断をさせていただいたというちょっと苦しいところなんです。ただ、内観のほうに関しましては、差し色で加えさせていただいたカーテンでありますとか、そういった部分につきまして、事業者のほうと

もバランスを取りつつ、市の主導でそういった部分の検討を最後まで図ってまいりたいと思っています。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 一生懸命やっていたら、これが限界やというお話でもいいんです。じゃ、そこまでお金かけなくても、例えば大きい垂れ幕であるとか、例えば大きい旗を作るであるとか、さっき言ったみたいに柱を工夫するとか、タイルを全部変えろってもう今さら僕もよう言いませんけども、そういう工夫というのはされるもんなんですかね、これから。何か今これやったら、何か引き下がれないというか僕も。ちょっと大きい垂れ幕にして、リニューアルしましたというのは、そういうことの検討というのは後日提案、そっちのほうがいいじゃないですか、単純に。

川村委員長 東副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、我々の思いといいますか、議員さんの思いもそうですけども、同じなんですね。今、室長のほうから答えましたように、かなり現場のほうではいろいろ苦勞をかけて、いろいろ検討もしていただいております。今、杉本委員おっしゃるように、タペストリーというんですかね、それであるとか、私もこの前ちょっと申し上げとったんですけれども、真ん中のこの支柱、ちょっと黒っぽいがありますけれども、ここにデジタルサイネージみたいなん置けへんのかなみたいな、そんなんもどおというような話も現にしとったのはしておりました。ただ、このご時世、SDG s の観点もございますので、いろんな制約のある中で、仰るのは十分分かりますんで、我々もそれになるべく近づけるようには持っていきたいなと思っておりますので、ご理解賜れたらなと思っております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 お願いしますとしか言えないんですけど、お金のかかることなんで、せっかくファシリティの観点でやってるのに、そこにばんばんばんばんお金使うのは、確かにそれは違うなと思うんで、僕もこれぐらいで収めておきますけども、やっぱりそれなりにアイデアでできることってあると思うんで、その辺、副市長、一任しますよ。こちらが行って、いいじゃんというようなこと、できるだけ僕らの理想じゃないですけども、やっぱり市民の方見たときに、やるやんというのをぜひつくってほしいんですよ、僕は。そういう意味でも、今回もう外観に関しては、もうこれ最後にしておきますんで、よろしく願いしておきます。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

奥本議長。

奥本議長 関連ですいません、一言言わせてください。今、杉本委員、いい提案していただいて、外観触れないという、触れないというか、いろいろ工夫していただいて、これに至っているというのは理解できると思います。ただ、今、副市長がSDG s っておっしゃったんで、そこ

に関して一言ちょっとお願いというかな、検討をお願いしたいのが、もうご存じだと思いますけど、茨木市のおにクル、それから城東区役所なんかは、外壁のところに、手すりに緑化の植栽というか、ツタをはわしてという形だけ、たったそれだけでも全然イメージ違うんです。だから、そういったところでSDGsうたうのであれば、そういうところも盛り込むというのをやれば、別にフラッグ作れとか、ほとんど逆に安くなる可能性もあると思いますんで、その辺も検討してください。やっぱりこれだけ長時間かけて検討している中で、デザインというのは当初からやっぱりみんな言っていることですし、恐らく理事者側もそういう形で進めてこられましたよね。ですから、この工法を選んだわけですから、そこで最終的にやっぱりこれ元どおりというか、元のままですというたら、我々もこの時間何やったのかなと思いますんで、そこはやっぱり改めてお願いしておきたいと思います。

川村委員長 そしたら、ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長、お願いします。

吉村副委員長 今の外観につきましては、私も例えばラッピングというような方法もありますので、これも検討の1つにしておいてもらえたらと思います。

私からの質問は2つありまして、11ページと、それから15ページにかかる分、11ページは今は外観でしたが、内観デザインについてなんですけれども、この施設は非常に開放的な空間、大階段があって、それが象徴的な施設であるんです。こういう空間というのは、最近であれば、私が好きなところで言うたらグラングリーン大阪で新しくジャムベースというのができて、そこに大階段というのがあったりとか、それからあと、これも私好きなんですけど、近畿大学の東大阪キャンパスの奥にEキャンパスってあるんですけど、その経済学部の前に校舎があって、そこも屋上に大階段がありまして、これ象徴的でいいなというふうに思うんですが、問題はそういった施設というのは、使われる人が大体、近畿大学やったら学生さんとか限られているんですけども、これは公共施設ですので、例えば高齢者の方とか、小っちゃなお子さんとかも、階段も上り下りされますし、それからあと特に階段で気になるのは、視覚障がいの方が危険なことになってはこれは大変なことになります。こういった大きな階段を造られる中で、手すり、手すりについて、例えば高さとか、やっぱりご高齢の方が使われる高さであるとか、あるいは小っちゃい方が使われる高さも違ったりとか、思わぬ、突然走り出して階段飛び降りたりとか、お子さんが、小っちゃい、ぴょんぴょんしたりとかいうこともあろうと思いますので、手すりについての考え方ですね。視認性のことも、色使いの視認性も大きな問題になってくるとは思いますけど、手すりのことについて、今、現時点でどのように考えてらっしゃるのでしょうかということですね。やっぱり安全性ということが大事だと思いますので。それが1つです。

それから、先ほど開放的な空間であるというふうに言いましたけども、15ページに音響計画というのがございます。どうしてもこういった空間ですので、音が漏れたりとか、小っちゃいお子さんとか、わわっていうことがある中で、音をゼロにするんじゃなくて、上から音をかぶせることによって、静かなというか、心地よい耳当たりのよい空間をつくるというふうな考え方と思うんですが、それと別に、やっぱりどうしても集中して作業したいという

方については、静かなスペースというものも用意されているというふうに理解をするところなんですけれども、この音に対する考え方、このことについて、先ほどの手すりのことが1つ目と、それから音に対する考え方について、お考えをお伺いいたします。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の手すりの考え方につきましては、当然安全性のほうには配慮させていただきまして、先ほどご指摘のあったように視認性でありますとか、そういった部分につきましても、検討の中で指定をしてまいりたいと思います。現時点では、高さも子どもさんですとか、それから大人の使う高さが違ったりといったようなこともありますので、手すりが上下二重になっているとか、駅でよく使われているようなパターンの手すりをお願いするようなことで検討をいただいているという状況でございます。

2つ目、音につきまして説明をさせていただきます。先ほどのご質問の中にもございましたが、音の鳴る環境でありますとか、それから静寂を求められる方が同居する施設になりますので、例えば多目的スタジオの壁ですとか、間の仕切りの壁、可動間仕切りにつきましても、防音性等に配慮した造りとなっております。音の鳴る方については、そういった面で安心してご利用いただける部分があるのかなと考えております。

それから、音響計画に関しましては、館内のほうで、木の葉の音ですとか、それから鳥のさえずり、そういった自然の音を取り入れたような環境音楽を活用する予定としております。複合施設の中で音のほうは、いろいろな環境が混在するといったような状況が想定されておりますので、かといって今までの公共施設よりも、先ほどからも何回も話に出ておりますが、自由に館内をご利用いただきまして、楽しく過ごしていただくと、滞在時間を過ごしていただくことを目指して設計しておる施設でございますので、館内のほうで音のほうを工夫いたしまして、その1つとして環境音楽を取り入れまして、環境音楽の持つマスキング効果って呼ぶらしいんですけれども、音を打ち消すような効果を狙いまして、環境を整えていこうというところでございます。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今ご答弁いただきましたように、多目的スタジオ、明らかに大音量が出ることについては防音をしっかりしておくというふうなご答弁いただきました。あと、マスキング効果、実際本当に静かーに利用しなきゃいけないという従来の施設とは違った、にぎわいある程度ある施設というふうなことで、こういったことが効果が出るということを楽しみにしたいなというふうに思っております。

それからあと、やはり大階段、大きな階段のある施設ですので、一番私懸念するのは事故なんです。やっぱりそういうことがないように、手すりにつきましては、本当にもう、例えば、階段を下りているときにくらくらといって、ふらつとなったときに、つかまるものがなかったら、大きなけがにもつながりますので、その辺りはしっかりと念を入れて、設計のほうもしていただきたいということと、それから、やはり当事者の方、例えば視覚障がい者の方

にやっぱりこういった手すりがあって、安全なのかどうか、ご高齢の方、安全なのかどうか、この辺りもしっかりと時間をかけて、その辺り特に大事だと私は思いますので、やっていただきますようお願いをいたします。

以上です。

川村委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。先ほどの条例のところの使用料のところ、共用スペース5平方メートル当たり1時間170円というのがあったんですけど、ここはどこに当たるのかというのを教えていただきたいのと、それから、1階にある子どものところのカームスペースってあるんですけども、そのどういう趣旨というか、目的でこれを設置されているのか聞かせてください。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

共用部に関しましては、条例のほうで5平方メートルごとに料金を設定しまして、貸付ができるという規定をつくっております。共用部につきましては、これは緩く考えていただいて、どこでもというところなんですけど、使いやすい場所としましては、この平面図の中で申し上げますと、市民活動スペースというような表記をさせていただいているような部分が幾つかございます。そういった部分では占有をして、借りていただいて、使っていただきやすいのかなというふうに考えております。例えば野菜の販売ですとか、そういった部分でもご利用いただいて構わないのかなという想定です。

それから、2つ目、カームスペースにつきましては、いわゆる子どもさんですとか、特に自閉症の方を想定いたしておまして、館内、比較的図書館ですので、そんなに常ににぎやかな雰囲気ではないと思っております。そういった静かな雰囲気の中で、子どもさんであるとか、そういった自閉症の方が、発作的に環境の違いになじめなくて、ちょっと声が出てしまったりとか、そういった状況のときに、心を落ち着けていただくスペースとして、こういった囲われた半囲いのスペースを想定しているところでございます。

以上です。

川村委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっと具体的に、私、市民活動スペースでよかったですかね、2階ですかね。2階の辺りですかね。具体的にあまり共用スペースというのが何か所にもあって、結構オープンなふうになってるんですけども、何かされるのは、野菜の販売とかとおっしゃったんですけども、囲いがなくて、なおかつ、いろんな方が自由に行き来されるところで、なかなかイメージしにくいというか、何か唐突に野菜の販売が現れたりとかするのかなとかいろいろ、何かどういうふうに使っていかれるのかというのがイメージしにくいんですけども。料金も1時間170円というのが、何かどうなんでしょうね、取らないといけないものなのかどうかというのも何か、使用目的、使用方法というか何かそういうのがイメージできないので、もうちょっともし具体的にほかにイメージが、野菜販売以外のもので、市民さんにこうやっ

て使ってもらいたいというイメージがあれば聞かせていただきたいのと、あとカームスペースは、やはり精神的に不安定なお子さんがいらっしゃって、そこになじめない場合は、そこに入っていてということなのかなと思うんですけども、これはもう明確にほかの方に分かるような形で示されるのかどうか、お願いします。

川村委員長 木下室長、この図面で、どの辺とかいうのを、それをちょっと言って、例えば1階の左側にあるか、それで言えたらもうそういうふうに言っていただいたら。それとも全体を指すのかというの、その辺の区切りが分からないんで、それで説明していただけますか。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

共用で貸付けができるスペースに関してですが、市民活動スペースと申し上げたのが、例えばですけど、1階の左中央辺りに、キッチンスペースの前辺り、市民活動スペースというのがございます。

川村委員長 市民交流。

木下庁舎機能再編推進室長 失礼しました。市民交流スペースですね。それから2階で申しますと、ごめんなさい、1つずつ説明させていただきます。想定するような活動ですね。1階のキッチンスペースの前になりますので、そのキッチンスペースで行われたような活動の延長で、そういった物品の販売ですとか、市民さんへの振る舞いですとか、子ども食堂でありますとか、そういったような活動が想定されるのかなと思っております。

2階のほうに移ります。8ページです。2階のほうでは、中央下段の辺り、机がたくさん並んでいるような部分になるんですが、組合せ机って表現させていただいている部分ですね。この辺りは共用スペースとして貸出しができるのかなと思っております。想定しておる活動に関しましては、右側がものづくりの工房ですとか、陶芸室なんかがございますので、そういった部分の活動の延長で、作品の展示をしていただくとか、そういう展示作品の販売をしていただくとか、そういった活動が想定されるんじゃないかなと思っております。

3階です。3階のほうに関しましては、中央下段辺り、市民交流スペースとございます。それから、左側の下段辺り、展望スペースといった部分がございます。この辺り、眺めもよくて、比較的、環境的にもリラックスして過ごしていただくような部分がございますので、そういった部分で共用スペースを活用していただいて、ゆっくりお話し合いをしていただくような機会ですとか、そういった部分で利用いただくのが想定される活動になります。

以上です。

(「カームスペース」の声あり)

木下庁舎機能再編推進室長 失礼しました。カームスペースに関しましては、そういった表記をするかどうかですね。この部分はそれにしか使えないというような意味ではございませんで、広く、使い方に関しては縛りなく使っていただきまして、機能としては、半囲いのスペースとして、そういった面でもご利用いただけるという利用を想定しておりますので、あえて表記はせずに、いろんな方がお使いいただければいいのかなと考えております。

以上です。

川村委員長 柴田委員。

柴田委員 大体場所は分かったんですけど、いろんな使用、全然、スペース的に囲ってあるものとか、本当にオープンだとか、いろいろな何かバリエーションがあるので、料金設定も、今からまた指定管理が入ってくると違ってくるのかなとは思いますが、市民さんがそれで、そのスペースを見て、いろいろ想像を膨らませて、いろいろ使っていただけるのかなというふうには思っております。それで、カームスペースは、いろんな人が入ってきて、カームスペースの必要な子も入ってくるとなると、なかなか難しいのではないのかなと思うんですね。やっぱりそういったお子さんをお持ちの保護者の方というのは、常にそういうことを、何かが起こったときに何かどこか、そういう囲われたところに入りたいというのは多分よく聞くお話なので、その辺りをちょっと差別化するというか、確かにその子たちが使えるような場所を、狭くてもいいと思うんですけど、ぜひ設定していただきたいなというふうに思います。

川村委員長 カームスペースが広過ぎるということ。

柴田委員 ほかの方も入ってこれて、一緒にいることができるというか、ほかの方もそこに入ってきてるというように今説明があったので、やはりカームスペースで使用目的がそういうのであれば、小さくてもいいから、そこ、そういったスペースを確保しておいていただきたいなというふうに。

川村委員長 小分けしているほうがいいというふうな感覚ですか。イメージ分かりますか。今はそういうふうな設計にはなっていないよね。この広さで。答弁されますか。今の柴田委員に対しての答弁は誰がされますか。

林本部長。

林本総務部長 今回、カームスペースの今ご質問出てるんですけども、やはりカームスペース、もともと基本計画というのはなかったかと思います。私ども障害福祉課、担当課とか連携しまして、やっぱり地域におられるそういった障がいの福祉の団体の当事者の方であるとか、家族の方であるとかにいろんなヒアリングをさせていただいて、これが今回設置させていただきました。ですので、今、室長が申しましたように、半囲いで高さはそんなないけども、ちょこっとしゃがんだりとか、クールダウンをするという場所ということで、これを設置しておるんですけども、いろんな方が確かに使うと、そこはそういう意図もやっぱり薄れてくると思いますので、運用につきましては、今後も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 今の柴田委員のこともそうなんですけど、これ、今図面でいろいろ見させていただいてる中で、例えば今のこの図面上で言ったら点線で表れているものとか、要は工事やったら、今、A工事とかB工事とかC工事に分かれたりすると思うんですよ。今、設計ではどこまでのことを、この工事をするには、例えば指定管理の方が、例えば棚とか、そういう本棚とかというのも、例えば指定管理の方が決まって、そこの方の意見というのももちろん、こっちももちろんこういう基本は決めていると思うんですけど、要はどこまでの工事範囲で分けてや

られてんのか。これデザインも一緒なんです。デザインも結局ようあんののは、設計ではこうやってA工事で全部ば一つとやっていて、あと家具とかさつき出たそういうファニチャー、まあ言うたら家具とか、そういうのは別発注なったりするわけですね、言うたらね。その辺というのが統一性もなかったらあかんと思うし、今みたいな家具、高さはいろいろ書いてくれてはありますが、こういう点線で書かれているというやつというのは、どこまで工事範囲で分かれてんのかというのを聞かせていただきたいなと思います。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりでして、点線に表記を変えさせていただいている部分に関しては、今後のいわゆる別発注、C工事として発注を予定しております。特にプレースペースの部分に関しましては、子どもの遊び場という専門分野になりますので、設計で検討することとしてはおるんですが、それよりも、子どもの特性を理解している業者さんに、自発的な遊びを促すような場所を提案していただくというような意味合いで、専門性のある事業者さんに提案をいただくような想定をしております。

それと一緒に、付近のエリアになります子どもの図書の部分ですとか、それからエントランスの部分、雰囲気が一体化するような部分に関しましては、一緒に提案をいただきながら、整備を進めていただく予定としております。若干デザイン的には提案によって変更になる部分も出てくるかとは思いますが、機能としては、今設計で指示をいたしまして、こういう機能を持たせてくれと、最低限こういう機能を持たせてくれ、本は何冊ぐらいやということは指示を図面でいたしておりますので、その上で提案をいただくということになります。

以上です。

西川委員 そうしたことなんです。この指定管理の今度決めていかれる中で、その方たち、指定管理、業者が事業者が決まりましたと。その方の意見とかというのがあるじゃないですか。それはどこまでを取り入れるようなことになっていくのかなという、その辺というのはどんな感じで考えられていますか。

川村委員長 今言われていること、すごく重要なことやと思います。これからこの7月の中旬に契約を進めていかれるタイミングまでに、今回はこのこの時点で検討しておいてもらう部分というのが、今これから、必ず今のこの設計の段階では、どこまでははっきりと決まっていくことなのかというところら辺の線を区切りをつけていかないと、今日は延々と後のファニチャー、なるでしょう。だから、その辺りは委員さんの質疑もあるんですけど、延々としていかなあかんことになっていくでしょう。細かいところまで。だから、木下室長、どのぐらいの、こういうところは後でも検討していけますというようなことがあったら、そこは除外というか、それも検討に入るんですけども、今この委員会もずっと続くわけですから、区分けしていかなと物すごい範囲になってしまうので、今日もう設計いうたらもう全部の設計になるので、そこら辺りはどのように運んでいったらいいのかということもあるので、今言われるようなことがきっかけで、私も今、それは後でそういった専門業者が、その設営についてされるのであれば、どこまでかって、そういうのってざっくりとも分かりませんか。

(「分かれてると思う」の声あり)

川村委員長 そやから、その範囲というのはある程度言うてもらわんと、全部今日これ言うてたら…
…。

(発言する者あり)

川村委員長 そしたら、そういうことで、もう一回、西川さん、質疑再開して。

西川委員 僕、整理しとかんなん。別に細かいことを言おうと思っているわけじゃなくて、要は、A工事、B工事、C工事って絶対分かれるの分かってるんですよ、これね。せやから、今みたいないろんなところに多岐にわたっていくところということになってくると思うので、そやから、ある程度市としてこういうふうに考えています、指定管理者にはこういうふうをお願いします、家具の統一のイメージとかサインとか、家具、本棚もそうですよね、とかいうのはこういう形で考えております。でも工事は、発注としては分かれてるじゃないですか、言うたらね。それでも、それぞれ提案ということは、今先ほど言われたんですけど、ある程度やっぱり全部トータルで考え持っとかんとちぐはぐになるからということで、今お話しさせていただいている。要は、工事ごとに分かれる、僕が何を最後に言いたかったかいうたら、全部工事が分かれるわけです。そのときに、ちぐはぐなことにならんようにトータルのコーディネートをしておいってくださいねということを話したかったというだけですね。そういうことです。

川村委員長 その辺りの答弁としてきちっと返答しといてもうて、お願いします。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

基本的には館内全体に対しまして、設計のほうで一旦指定をいただいております。そのトータルコーディネートの中で、よりよくならないかと、部分的な設計に対して、より専門的で知識のある方に、よりよい提案をいただけないかといった部分で、プレイスペースでありますとか、子どもの環境に関して、一部提案をいただいて改善する余地を探ろうというところでございます。それから、指定管理者のほうに対しましても、募集要項の中に、もし運営者目線で設計に対して改善の余地があるのであれば、提案してくださいというようなことを指示しております。備品の購入の際でありますとか、備付けの機械というか、そういったものに関しても含めて、家具も、そういった備品に関しても提案ができないかという指示をしてございますので、そこでまた改善の余地があれば、今の一旦決めさせていただいた中から、更に改善を図っていきたいという考えでございます。

以上です。

川村委員長 柴田さんがさっき質疑したことも、そうやってまた検討していただくという答弁あったから、そういうことですね。

ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 設計の概要ということで、また再度こういう形で、よりよいものをするためにいろんな意見を聴取していただくということで、大変丁寧な対応をずっとしてこられて、可能なものも

あれば可能でないものもありますけども、今回もいろいろと改善されているということで、これはもう本当によくやっていただいているなと思います。その上で2点ほど、考えていただきたいなと思うことがあります。1つは、車椅子からの出入口からエレベーターに行く動線なんですね。カームスペースもできましたし、授乳室の扉が外開きということもあって、また受付カウンターの横も通っていくということで、ちょっと動線があまりよくないので、むしろ実際の利用としては、正面からもう入って真っすぐ行ったほうが、まだ安心感があるのかなと思ってみたりしてみたんですが、ページ数が7ページですかね、7ページのところで、真ん中、入り口から真っすぐエレベーターに向かう途中に、何か四角い子どもの飛び出しに配慮というところの上にオレンジ、黄色い矢印がついているところ、何か四角いろんな並びがあって、何か物を置くようなことになっているのか、これ柱なのかよく分からないんですが、これ何なのかお聞きしたいんです。これがなければ真っすぐ、むしろ動線としては真っすぐエレベーターまで行けるのかなと思ってみたりするんですが、障がい者の方が車椅子を使ってエレベーター行くまでの動線の配慮、こちら辺はもうちょっと検討していただけたらなというふうに思います。

それからもう一つは、屋内での遊び場検討中というところなんです。これは、22ページぐらいだったですかね、新たに雨の日でも遊べるというふうなことで、コンセプト設けておられまして、概要書の20ページですかね。20ページ、項目10、遊ぶと学を支える機能の概要のところで、雨が降ってもあそこで遊べる、全館を通じて特に子どもたちが安心して遊べる、したがって保護者も安心できるスペースを整備しますとあります。右の11のところには、子育て支援窓口の充実ということもあって、ここも若い子育て世帯の親御さんは今大変、私も一般質問で取り上げましたけれども、そういう室内で遊べる、また親御さんもそれ安心して見守れるという広場の機能を持っている、そういうスペースが非常にニーズが高いので、私が懸念しておりますのは、この広さとニーズのマッチングなんですね。いろいろそういう施設をお持ちのところに私もいろいろ見学に行くんですが、やっぱり予約制にしているところ、結構多いです。つまり、大体よちよち歩き始めたぐらいの2歳までぐらい、2歳ぐらいから3歳ぐらいの方が遊ぶところになると、また、4歳、5歳の方が遊ぶのと活動量が違うので、スペースを仕切っておられます。危険なのでね。だから、そうすると、どういう使い方を想定されるかによって、安全性が確保できないのではないかというふうに私は懸念するんです。だから、一緒のニーズが強いですから、大勢来られて、それも1歳半から5歳ぐらいのお子さんが入ると、使われ方によっては、いろいろと手だてが要るんじゃないかなというふうに考えているんですけれども、そこら辺の検討状況とか、どういうことになっているかということをお教えいただけたらと思います。

あとは、もうちょっと先になるかと思いますがけれども、例えばおむつをしているお子さんなんかもよくそういう施設を利用されるんです、保護者がね。そしたら、おむつ替えのこととか、食事のスペースとか、結構スペースがないと、せっかく造ったけれども、何これというふうな、かえって期待値に外れるようなことにもなったりするので、もうちょっとコンセプト、この年齢のこれぐらいのことをターゲットにこういうふうにサービスを提供しますみ

たいなところまでいかないと、ちょっと期待してたがゆえにがっかりしちゃうこともあったり、あるいは安全性のことも出てきますので、そこら辺のことをどう検討されているのかお聞きしたいと思います。

川村委員長 谷原委員、1番目の質問は動線のことですからいいと思うんですが、2番目のこのスペースについては、さっき専門性の高い方からのアドバイスを受けて、後々そういうスペースをどういうふうな活用をするかという話は、さっき答弁いただいた内容かと私は思っているんですけども、そこらは今検討しておかないといけない状況なのかどうかというところをはっきりと申し上げてもらって、答弁いただきたいと思います。まず1番目の車椅子のところからね。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

車椅子の動線に関しましては、右側のオレンジの矢印、この示させていただいている動線に関しましては、介助の必要な方ですとか、それから天気が悪いとき、そういった場合に最短の動線で通っていただく、もしくは職員がお迎えに上がって介助をするといった動線を想定しております。通常は正面のほうからお回りいただいて、入っていただくのかなと思っております。ご質問にあった、真ん中にある棚のような表記なんですが、これは可動式の展示台ということで設計書上は上がってきております。

以上です。

川村委員長 分かりますか。分かります、今の説明。今の説明分かりますか。今の可動式の展示棚というのは……。

(発言する者あり)

川村委員長 だから、先にそれもうちょっと詳しくしてもらいましょうか。分かるように。もう一回説明していただけますか、可動式の。

木下庁舎機能再編推進室長 可動式の展示台、本などを展示ができる本棚のようなもの、可動式の本棚を想定しております。組替えができて、形が変えられるような本棚を想定していただいています。それに関しましては、動線の邪魔にならないように、ある程度移動ができますので、これに関しては、現場で支障があれば、そういうふうに動かしていただくことになるのかなと思っております。

川村委員長 東副市長。

東 副市長 2問目のご質問にお答えをしたいと思います。

プレイスペースの運用の方法かなというふうに受け止めましたけれども、その辺に関しましては、先ほど委員長おっしゃっていただいているとおり、今後まだ検討はできるので、ご理解賜れたらと思います。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 外部の専門家ということもあろうかと思うんですが、このプレイスペースの検討ということですが、葛城市でもおでかけ広場とか、こども未来創造部のほうで、おでかけ広場とか

ということでやっておられるわけですね。広場としてはね。だから、保育士さんも含めて、そういうところをしっかりと意見を聞いていただいて、ノウハウもあると思いますので、そういう点では安全性の確保とか、十分保護者のニーズに沿うようにお願いしたいと思います。

川村委員長 問題提起していただいたのは結構だと思います。

ほかにありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕あんまりこういう図面とか見てもぱっと分からないんですけど、確認というか、例えば、吉村委員さんおっしゃるみたいに手すりかどうか、エレベーターの位置とか、そんなのは僕これはここの場で言わなアカンですけど、指定管理の業者さんと、さらにまた、これ打合せしはるんですよね。これでかっちり決まったわけじゃないでしょう。見る限り。だってこれ、図面が出てきて、指定管理者さんも、うちの方針としてはこうやりたいですという打合せとあってこれがあるということは、まだ変わりますよね。僕そういうイメージで話聞いてんねんけど、これでかちかちでいくわけなんですかね。僕はそうじゃないと思って話聞いているんですけども。だって指定管理者さんも特色を持って、それこそ民間に委ねんねんから、こういうところはこういうふうにしたいというふうにあると思うんやけど、その辺の考え、もし今かちかちに決めやなアカンいうたら、僕はもうこういうふうに進んでいってもうて、民間の方とうまいことやっていただいたらええんかなと思ってお聞きしてるんですけど、その辺の進め方お願い、改めてもう一回お願いしていいですか。

川村委員長 杉本委員、これ2つ目のところで指定管理の募集のところで、その指定管理の部分は、そこで質疑してもらおうかなと思うんですけど。

杉本委員 なるほど。ごめんなさい。今何かなかなか細かいところを聞いていってはるから。

川村委員長 指定管理が介入する部分については、次で聞かせてもらおう。それで今回ははっきりと3つ分けた。すいませんね。次で聞いていただけますか。よろしいですか。

そしたら、ほかに質疑ありませんでしょうか。この件に関して、契約に関わる部分ですね。実施設計についての質疑については、閉じさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 それでは、ないようであれば、次に(仮称)当麻複合施設指定管理者募集について理事者から説明をお願いします。

木下庁舎機能再編推進室長。

木下庁舎機能再編推進室長 続きまして、(仮称)当麻複合施設におけます指定管理者の募集について説明をさせていただきます。

お手元の資料2、想定スケジュールをご覧ください。本施設につきましては、指定管理者による管理運営を前提に準備を進めてまいりました。令和9年度年始辺りをめどとした運営開始に向けましては、開館準備業務として、引っ越しのための蔵書の点検や整理、新刊のための選書、配架、備品の準備、機運醸成の広報やイベント企画といった業務が想定されております。これらの開館準備業務に関しましては、当麻図書館と選定された指定管理者が協力をしつつ、効率よく進めることが望ましいものが多く含まれますが、これと同時に、当麻

図書館の閉館までの期間を令和8年の夏休みが終わる8月末頃までは継続の予定としております。こういった図書館側の思いを踏まえますと、現行の當麻図書館の運営業務と新館の開館業務との間で業務が重複してくることや、会計年度の雇用が年度途中で不確定になるといった課題が発生することとなります。そこで、現行の當麻図書館の運営業務につきましても、令和8年4月以降から指定管理業務として開始することで、非効率を解消しつつ、年度途中で発生する会計年度職員の雇い替えの課題を払拭し、指定管理者として経験を現當麻図書館で積み重ねながら、機運醸成を高めつつ、シームレスに新館の開館へとつなげる事業スキームといたしました。

なお、現行館の運営を新館の開館前に一定期間、指定管理とするといった手順は、他市にも事例がございます。会館運営のスムーズな移行や、既存の実質的な、実務的な運営方法の把握などについて利点が多いことは、先日のサウンディングにおいても、事業者からも確認をしております。これにより、逆算的に指定管理者の指定の議決が令和7年12月に必要となり、令和7年7月から8月頃には指定管理者の公募が必要となります。指定管理者選定ガイドラインより、指定管理費用の債務負担行為予算案に関しましては、指定の議案を提出する令和7年12月と同時となりますが、公募に当たりましては、サウンディング事業者からの見積りや、ほか自治体での事例を基に積算を行いまして、提案上限額となる参考価格を設定する予定でございます。

また、事業者の選定に当たりましては、選考委員として外部有識者を2名程度招致する予定としております。

それから、ちょっと付け加えにはなるんですが、先ほど設計のほうに管理運営計画というのは後半のほうでお示しをさせていただきました。こちらにつきましては、条例のほうでは規定が難しかった市民活動の内容の部分ですとか、こういった運営を指定管理者のほうに期待するのかといったことを文章として記載をしております。

以上です。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

川村委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 先ほどと同じなんですけど、さっきの設計図見てもあんまりぴんと来ないんですけど、大筋のところは、例えばエレベーターが逆向いているとか、そんなんやったら、そういうこと言いますけども、例えば民間の事業者さんと、またそれ、いろいろ変わってきよと思うんですよ。ただ、大筋のことは今書いてあることやと思うんですけども、図面上のことと言ったら、うちの特色を生かしてこういうところは広いスペースにしていきたいとかという話にはもちろんなってくると思うんですけども、だから、この辺はどうなんですかね。指定管理者さん、決まった後の話になってくるのかなと思うんですけども、その辺の流れはどうなんですかね。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるように、基本的にはこの設計図書の中で、一旦は据え付ける備品ですとか、新

たに購入する備品に関しても、一旦は指定をしていただいております。それに関して、よりよくなるような運営者目線の提案ですとか、そういった事項がございましたら個別に協議をさせていただいて、新たな購入の際に変更していくというような作業が発生するという想定でございます。何もなければ、想定のまま購入をさせていただくということです。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 この設計図の中でも、まだ飲食スペース決まってないですもんね。ここ何かそういう提案があれば、そこでこういうカフェ的なものを常駐させてといたら、また話変わってくるわけじゃないですか。椅子とかも変わってきよるわけでしょう。というのも、そこから決まっていくわけですよ。大筋の建物の設計自体はこれでいきますよという話で、先ほど西川委員おっしゃったみたいに、この点線の装飾部分に関しては、それは民間にお願いすんねやから、その人の力も借りて、ええもんつくっていききたいというご意見でよろしいんですよ。オーケーです。

川村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、木下室長のほうから、先ほどの當麻複合施設設計概要書の後半の部分が管理運営計画ということで、市民活動についての具体的な中身を記載しているということでお話がありました。私もさっと見て、なるほど、市民活動の在り方についてかなり詳しく書いてあるなということで、それで大体、条例では難しかったということは理解いたしましたけれども、問題は、これ指定管理者制度でどこまで指定管理者の方に、これこういうことでぽんと渡すわけですけども、先ほどから杉本委員がおっしゃるように、仕様書で具体的にどうなんかいふところがないと、なかなか難しい話だなというふうに、私、思ったんです。スケジュール表が出てまいりました。そこで、指定管理者の公募とか出てくるわけですけども、これは可能なのかどうか、先ほどからあるように、実際に指定管理者の方々に対するいろんなこちらからの要求水準表みたいところで、議会として意見を述べることできるのかどうか。そこら辺をいつの段階でやるというか、スケジュールの中でどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

川村委員長 ここが大事なところやと私も思っていますよ、谷原委員。だから、今回は仕様書というか、こっちが求めるものというものを、一応ご提案いただけることは我々に聞かせていただきたいところなんですけれども、その確認というのは、全部ができないとしても、ざっくりお答えいただけますかね、そういうことを。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいま要求水準書というのは、これから指定管理の公募に当たっては、今なかなかオープンにするというのは難しく、うちのガイドラインの中では、最終的に先ほども申し上げました議決のときには、そういった公募要領とかそういうようなものも、いわゆる補足資料として提出はさせていただきます。あくまでも今の議論の場というのは、先ほど設計概要の中

の最後16ページから最後のページのこの管理運営計画、ここに対して指定管理へ、どういった指定管理の要求、市として望んでいる要求仕様書というのがこの部分での議論ということになりますので、今この場やったらもうこの部分に対して意見を言っていたくということになるかと思います。

以上です。

川村委員長 16ページに書いている管理運営計画の中に、書いている内容については確認できますと。

谷原委員。

谷原委員 管理運営計画については、ここで確認をお願いしますということですけど、先ほど来から話があるこの想定スケジュールのところで、先ほどあった設計の具体的なところら辺とか、外装の面も出てきました、内装の面も出てきました。そうすると、仮協定というのが結ばれて、議決までの間にそういうことが説明されるというふうに私聞こえたんですけども、そういうことなんでしょうか。先ほどあった指定管理者については、管理運営については、この場でご意見をということだったんですけども、先ほど来から繰り返し出てきて、私スケジュールの件で聞いているんですけども、それはどうなのかということですね。どの段階でそういうことが行われるのか私よく分からないので。

(発言する者あり)

谷原委員 議決した後に、まだ設計、次は建物入札ということがあるので、その間ということの理解なんですかね。

川村委員長 何か細部に至るところまでいかない。こういう16ページにある、こういった内容、大枠としてはね。そういうことを言うてはるんやけど、もう一回説明、この16ページの中で説明できんねやったら、してあげてください。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

管理運営計画の中では、いわゆる市民活動センターに求める活動、運営の方法でありますとか、我々がどういった運営を求めているのかというところを表現しております。また、図書館に関しましても、市民活動センターと一緒になるということで、これまでの図書館に加えて、どういったプラスの運営をしていただけるかということを考えまして、我々の要求水準という意味合いで、この16ページ以降の管理運営計画を記載させていただいたところです。先ほども話にありましたように、公民館的な要素であります集まるとか、学ぶとか、つながるといったことも、ここに具体的にどういった方法で表現していくかというところを記載しております。

また加えまして、まちづくりの要素ですとか、住民参加の要素といったところも文章化して、記載をしているところです。このいわゆる要求水準に関連する計画ということで、あらかじめ記載をさせていただきましたので、これをかみ砕いて仕様書として、最低限この水準を守ってくださいという部分に関しては、指定管理者の公募に関する仕様書の中で規定をしております。その仕様書に関しては公募資料ですので、表に出すということはいませんが、当然これも一緒に出させていただきます、これを実現できる事業者さん、もしくは

は将来的に実現できる技術であるとか、知識のある指定管理者さんを選定していくということになりますので、選定がされる時点で指定管理者さんが、ほぼ議決までの間に選定は決定するということになりますので、その事業者さんが提案いただく内容に対して、どうこうというような内容のご意見をいただいて反映するというのは難しいのかなと思っております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。要は市民活動の中身について、今回私、初めて今日出された資料を見て、具体的に書かれてあるので、こういうことを市民活動として指定管理者の方に要求するんだなということが分かったんですが、物すごいメニューなんですよ、僕もさっさと見てね。野心的というか、なるほどコミュニティ活動を育むという意味でもいろいろ書いてあるんですが、どの程度指定管理者の方にこれを求めてやっていただけるのかなと、逆に心配があったりしてですね。というのは、地域コミュニティをつくっていくという仕事は、やっぱり行政の仕事でもあると思うんですよ。ここに書いてあることはね。行政としてこれまで一生懸命やってきたことでもあるので、それを指定管理者の方に要求して、どのようにサポートしていくのかというのが私もよく見えないので、これはもう今後ということしかないので、今日初めて見させていただきましたからなんですけれども、やはり私としての思いとしては、やはり市民活動について盛り上げていくという役割は、指定管理者にお任せということもあるけれども、やっぱり行政が行政として、先ほど生涯学習課が担当するというふうにありましたから、そこがしっかりやっぱり活動を活発になるように、指定管理者に任せるということではなくて、そこはしっかりと要求水準表も含めて、あるいは協定書も含めて、今後の在り方も含めてやっていただきたいなというふうに、これはもう要望であります。細かいところまで私も今日は見えていませんであれなんですけど、それは、行政のほうの役割も大きいんじゃないですかという問題提示をご意見だけ述べておきます。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと確認なんですけど、今の言い方されちゃうと、例えばこれ複合施設で、指定管理で任せる、これ全然いいです。今の設計と運営のやつも全然いいと思うんですけども、ただ、我々議員なんで、市民の人の声というのはあるんですよ。例えば、この前僕言ったみたいに、開園時間を延ばしますって書いている割には、前より短いわけでしょう。それ何でなんですかって、もっと広げて夜間の人たちも来れるようにしていったほうがいいんじゃないのというふうな、議員としての提案もしたいわけなんですけども、先ほど室長、その場はもうないですと言われたら、それを聞いてくれへん指定管理の人の議決、僕イエスと言えへんような気がするんですよ。やっぱり全部が全部聞けって言わないですよ、そんなん。ただ、その場は一旦設けて、見せれへんもんは見せれへんもんやし、変えられへんは変えられへんもんやって、それは分かりますよ、意味。でも、僕は、例えばもうちょっとあの複合施設長くやってほしいわって聞かれたときに、言わなあかんわけじゃないですか。今後も開園した後もそうやと思うんです。それを聞く、言う場面ないってなったら、僕、今のうちに全部言

わなあかんやったら、今日全部言わなあかんのちゃいますかって話になってくるんですよね。じゃなくて、そういうふうな耳持った業者さん選んでくださいねという意味でも、僕は言っているつもりなんですよ。絶対聞けよというわけじゃないじゃないですか。今日の今日でも言えへんやし、だって今日の今日で決まってへんことも多いわけじゃないですか。そこは聞く場というか、そういう場を設けていただくというのはやっていただかないと、議決のときに僕、でも意見聞いてくれないんですよと言ったときに、あの場だけでしたんでって言われたら、賛成できひんですよ。そこはもうちょっと寛容というか、もう一回その辺、そんなことないですよなんか、そうなんですか、分かんないですけども、先ほどの声やったら何かもう今日がラストチャンスみたいな感じに聞こえたんですけども。

川村委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時17分

再 開 午後5時30分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの杉本委員の質疑から始めますが、再確認するために、もう一度質疑お願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。先ほどもお聞きしたんですけども、指定管理にお任せするに当たって、やっぱり大きいことはもう僕はこれでいいと思っているんですね。設計図とかというのもいいと思うんですけども、それを今もう言うとしたほうがいいかどうか。もうこれ以上向こう行ったら、もうそのまま進んでしまうんか。というのも先ほども申し上げましたけども、やっぱり市民の声を反映させるために議員やらせてもらっているんで、そういったことは言うておきたいことがあるんですけども、その辺のスケジュール感どうですかね。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ご質問にお答えをいたします。

お配りさせていただきましたスケジュールで申し上げますと、指定管理の公募がこの8月頭辺りから想定をいたしております。その時期には仕様書というのが確定した状態で表に出るということになりますので、それまでにご意見いただけるようであれば、反映させていただくことが十分に可能かと思ひます。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 細かいことは僕はそんなに、もうほんまにお任せというか、それこそ専門家の方にやっていただいて、ええもんつくっていただいたらええと思うんですけども、前も言ったと思うんですけども、開館時間が今より短くなるわけじゃないですか。先ほどの条例のとき僕言いましたけども、もっと幅広い人にいい施設やから使っていただきたいということは、いい施設になる前提でお話しさせていただくと、すごい利用される方を増やしていく、そのために指定管理で民間の力を借りていろんなイベントとかやったり、いろんな工夫したりってやっていくわけじゃないですか。ということは、今より時間長くなるんかなと思ったら短くな

るわけで、ここにも書いてあんののは、時間を長くして、開ける日も増やしますって書いてあ
んねけど、これ逆行してんのは何でなんですかって前聞いたと思うんですけども、その辺は
もう今答弁いただいてよろしいですかね。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

休館日開館時間についてでございます。現在の指定管理者の要求水準として想定している
休館日及び開館時間につきましては、年末年始にお休みをいただきます。月に1度、毎月、
一旦は毎月最終の火曜日ということで想定をしておりますが、にお休みをいただく。それか
ら、図書等の特別整理日としまして、年に10日以内とする設定をしております。庁舎等の開
庁日が休館日と重なる場合につきましては、図書館と市民活動センターの運営自体は休館を
しつつ、庁舎窓口への案内係を配置する予定をしております。開館時間につきましては、8
時30分から20時までといたします。図書館貸し館の窓口自体は9時から受付を開始する予定
です。これにより、月6日程度あった休館日が1日になります。それから、貸し館について
の時間貸しとすることで、市民サービスの向上は、その面で図ってまいるところでござ
います。それから図書館につきましては、現在5時で閉館するところを3時間延長する
というような運用になります。

現状の當麻文化会館に関しましては、9時ぐらい、9時から10時の間で閉館を現状運営し
ておるところですが、それに比較しまして20時とするところで、時間短縮になるんじゃない
かということのお問いだとおもいますが、これに関しましては、休館日を減らすということで、
費用対効果のバランスを図ってまいりたいというところでございます。この要求水準につ
きましては、先ほどありましたが、指定管理者の提案により、これが短縮でありますとか、延
長の方向に提案があるといったことを期待してございます。時間が延長される部分に関し
ては、指定管理の選定の要綱の中で加点をさせていただく方向で今検討しているところ
でございます。

(発言する者あり)

木下庁舎機能再編推進室長 現在のところ、當麻文化会館の条例上は10時まで貸せるところが、現状
の分析をいたしますと、9時以降に借りていただいている方というのが非常に少のうござ
います。20時以降の貸出しにつきましては、月に2回程度といったような背景もござ
いますので、その利用の少ない部分に関しましては、時間短縮をさせていただきまして、調整をさ
せていただいたというところでございます。これに関しましては、将来的に時間を延長する
というような検討の余地も含んでございますので、これが運用開始後に8時以降も開けてほ
しいといったようなご要望が続くようでしたら、これまた、個別に協議をさせていただ
いて、その分費用の協議をさせていただこうと思っております。

以上です。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 結論を非常に急いだような話をするもんですから、今、分析は一応そういう分析をした
みたいなんです。実際に調べますと、20時以降に利用されている方が、月に1組、2組という

ような状態であったということを考えて、それでは20時ではどうなのかなという辺りを模索してみたいでございます。ただ、この部分につきましては、議員皆さん方も非常にいろんな方のご意見をいただいているところだと思いますので、本日は、まず今の考えている状態というのはこういう状態ですよということをお知らせいたしましたので、しばらく時間いただきまして、いろんな方のご意見聞いていただけたらと思います。ただ、行政サイドとしては税金を使うものですから、コストとやはりバランスを考えていくことを見ますと、月に1組、2組の利用、結局は子どもたちというのはそんな遅くまでいてないものですから、文化会館としての利用の方が、多分年配の方がそういう形になるんだと思いますので、大きくはそんなに今の図書館の利用、図書館の場合、時間延ばしますけども、遅くにはそんなにある一定以上の年齢の方しか利用はないんだろうというような思いもありますので、行政サイドとしては、今現状としては、そういう考え方で使用しようと思っておりますので、本日提案させていただきましたので、何日か考え方のお互いに整理をさせていただく時間を持たせていただけたらと思います。室長が言いましたのは、手法としては、スタートの段階でこれだから永遠にこれだということではないですよということも前提にした中での結論の導き方もあるのかなと。要望が非常に多くなれば、それに合わせての変更というのも将来的にはあり得ますよということを先に言ってしまったものですから、分からないんですけども、まず、議員の皆さん方が市民の皆さん方のご意見を聞いていただけたらなという、その時間を持っていたけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 市長おっしゃっていただいたんで、それはもう前向き、僕の個人的な意見かも分かんないんですけども、あそこにもうめちゃくちゃ期待しているんすね、僕。半端なく。何でかと言ったら、民間の力借りて、ええ施設になって、外観は一旦置いておいて、一旦置いておきますよ。それって、多分、花咲いていく施設になっていただきたいのに、今より短してどうすんねんっもうめちゃただ単に思った。今より短してどうすんねんという感じなんですよ。民間の方に委託した場合、今までやったら、それは税金かかっているからって言われたら確かにあんまり強く言えないんですけども、民間の方にやっていただいたら、工夫されると思うんですよ、その時間帯に対しても。僕そういうところにも期待しているんですよ。穴埋めじゃないですけども、例えばその時間に何かイベントを打ったりであったり、そういうところ限定して何かやったりとかというふうな、そのために、僕はある程度民間の方の力を借りたいというのがすごくあって、それが成功すりゃ、別にちょっと開いたところで、市民の方々はあそこにぎわってんなってなったら、もうプラスやと思うんですよ。ただ、ここからはもう皆さんの意見を聞かなあかんし、市長がおっしゃるみたいに、費用対効果というのはもちろんあるんで、確かに今おっしゃるみたいに1人、2人やったら確かにと思うところもあるんですけども、そこに可能性を感じて僕は言わせていただいています。僕の意見なんかも分かんないですけども、ぜひ前向きにやっていただけたら、僕はありがたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、今の関連で、私の意見だけ言わせてもらいますと、1つはやはり開館の日が増えたということで、それによって今までなかった、来れなかった人たちが来れるということで、ニーズを開拓できるという部分があるかと思います。それからあと、やっぱり時間のことについても、やっぱり早く閉めてしまう、これ、実際見極めてみないと分からないと思うんですが、やっぱり建物が新しくなりました、今までの當麻文化会館じゃなくて、新しいこの複合施設になったおかげで、また新しいニーズも出てこようかと思いますので、やっぱり時間というのは、最初早めに終わって後でニーズが出てきたらというよりも、やっぱり遅くまで開いていて、ニーズを見極めて、必要に応じて、また弾力的な運用をしていくという方法がいいのかなというふうにも思います。

それで、1個確認をしておきたいんですが、この建物は複合施設ですけれども、先ほど杉本委員も指摘されたと思うんですけど、小っちゃいお子さんがおられ、お子さんが使われるスペースとそれから大人の方が使われる図書館のスペースとかありますが、言うたら、管理をする中で、全部が全部同じ時間まで開ける必要もないということであれば、例えばゾーンに分けて、先に1階の図書スペースについてはもう何時で閉めてしまうけれども、上は使えますとか、上のスペースは使えますとか、そういったそういう使い方というのは、これは検討の余地があるのか、その辺りどのように考えておられるのかだけ確認をさせてもらえたらと思います。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

館内でエリアを分けて、開館時間を分けるといいますか、そういった運用に関しましては、庁舎の部分に関しては、そういった運用をできる想定をしておるんですが、そのほかの部分に関しては、かなり入り組んだというか、施設の境目が無いような配置になっておりますので、分けての運用というのは難しいのかなというふうに認識しております。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 現状としては、ちょっと難しいかなというふうな、どうしても複合施設の大きな欠点なんですよ。単独館であれば、単独施設であれば、この辺りはできるんですけども、複合施設の悪いところというか、ちょっと出てきているかなというふうなことでした。例えばイオンモールとかでも、例えばお店によっては早めに閉めたりとかというところもあったりとかすることもあるので、研究はお願いはできたらなと思います。それによってコスト削減とかいうことも可能になる可能性もありますので、それは意見としてお願いしておきたいなというふうに思います。

川村委員長 ほかにありませんか。

松林委員。

松林委員 私は私の意見としてお聞きいただければなと思うんですけども、當麻文化会館、今現在9

時まで利用している、少数派かも知れませんが、だけでも、やはり複合化になって、指定管理者制度になった途端に時間が短縮するというのは、やっぱりこれはサービスの低下につながると思うんですね。低下やと思うんです。やっぱり當麻文化会館のときよりも、やっぱり複合化になって、サービスも変わらんよと、むしろよくなったよというのが、これが本来やと思うんです。やっぱりそこら辺はしっかりとサービスの低下につながるようなこと、やっぱりこれ具合悪いと思います。やっぱり市民にとっても、これ決していい印象は持たないと、私はこのように思います。

川村委員長 意見だけでよろしいですか。答弁よろしい。もらいますか。

松林委員 所見を。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今日では結論が出ないと思っていますので、いろんなご意見頂戴したらなと思います。ただ、サービスが低下になるとは実は行政サイドでは思っていないんです。図書館であれば3時間かな、延長しますし、休みも月6日あったやつを1日でという形になります。ただ、おっしゃっている部分についての8時閉館をといるところが、唯一のサービスの低下になる部分なのかなと。その辺の分析を多分、その対策室のほうで分析した結果、その辺がベストなのかな、ベターなのかなというのが、今考えている案でございますので、ですので、いろんなご意見をまず頂戴して、それで、この件につきましては、どういう形でスタートするのか、もう仕様書に、当初の仕様書にうたいますので、この辺はこの委員会の場でご議論いただけたらありがたいなと考えているところなんです。また後日、改めて時間を空けて、うちのほうも研究いたしますし、皆さん方も声を集めていただけたらなと思っているところなんです。ですので、結論といいますか、それはお答えできませんので。

川村委員長 ほんだら、意見として聞いておいてください。

松林委員。

松林委員 9時が8時になって、今言うてすぐ分からんと思う、コスト面でどの程度変わるんかね。

仮にコストかかってもそれで市民サービスを提供すれば、やっぱり市民にとっても、これは非常に複合施設になって、複合施設が実現できてよかったなというふうには私はなと思うんですけれども、そこら辺もしっかりとご考慮いただきたいなと思うんです。

川村委員長 影響額ということやね。影響。ある程度試算していただいていますか。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

1時間延ばすという部分について、比較して見積りを取ったというわけではありませんので、総合的な費用というのがかかってくる部分は、一旦横に置いておいて議論させていただきたいんですが、1時間延ばすと、例えば1時間延ばすということになれば、週7日ありますので、7時間延ばすと単純になります。7時間延ばすに当たりまして、運営者側のほうで想定していただく人数というのがあるかと思うんですが、夜遅いめの時間ですので、例えば2人ぐらいで切り盛りをしていただくというふうな想定をした場合に、2人分の人件費が単純に上乘せになるというふうに考えております。1時間でおおよそ、1人500万とすれば1,000

万ぐらいの費用加算になるのかなというような検討をしております。

以上です。

川村委員長 松林委員。

松林委員 市民サービスが大事か、コストが大事かという非常に悩ましいところですけども、またしっかりと検討いただきたいと思います。

川村委員長 またご意見いただきます。

谷原委員。

谷原委員 単純にコストのことなんですけども、これ9時まで延ばしても、今の予定では月2回ぐらいでしたか、そこまで利用される方がいらっしゃらないということになれば、私は民間事業者がシフトを組んだりとか、いろいろ事前に予約をして、そこは、むしろ民間のほう融通を利かせるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけども、単純にそれがコストになるかどうかというのはもうちょっと考えていただいたほうがいいのかなというふうに逆に思ってしまったんですけど、500万、これこれ1,000万いうたら、2時間延ばすだけでそれだけの人件費というような、私も民間で働いてたことがありますので、だから、ちょっとうんと思ってしまったんです。やっぱり少ない人数でシフトを組んで回していくということで、コスト削減ということは、もう民間企業はもう常時考えていることなので、そこがちょっとどうかとは思ったんです。これは感じたことだからあれなんですけど、やっぱり先ほどの市民活動を活発にさせようということで、非常にたくさんのメニューを私見ました。つまり、これまではという議論ではなかったように思うんですよ。この前の議論はね。これまではこうだったから、こうですというふうな今そういう発想になっているので、これまで議会で議論してきたことと方向はだいぶ違うと思うんですね。つまり、積極的に新たなことをいろんなことをやっていくためにこうしましょうだから、そこで時間が8時になっちゃうと、これまではそうだったから8時というのは、私は、流れとしては、ちょっと違う方向にここだけなっているなというふうに思うんです。これは、だから、積極的に市民の方にとっても、8時になったというインパクトのほうが大きいと思うんですね。図書館は長くなりました。月に1日しか閉館しませんというよりは、終わりが8時までになりました。じゃ、中央公民館は9時までやっていますというふうになりますからね。だから、もうちょっと私は検討の余地があるようには思います。

川村委員長 意見として聞かせてもうといてよろしいですか。

柴田委員。

柴田委員 私も谷原委員と同じような考えで、基本理念読ませていただいたら、先例のないことをたくさんやろうとしていらっしゃるのにもかかわらず、何か使う方が前いなかったから8時みたいな、そういう考えがちょっと違うんじゃないかなと思っています。やっぱりこれからチャレンジしていかれるに当たって、読ませてもらうと、世代を問わず、いろんな市民の方を巻き込みたいというふうに読み取れるので、特に私も訴えています若者とかを巻き込むには、時間帯というのを考えると、やっぱり夜ちょっと遅めのほうが若い人にはいいのではないかなと思ったりもするので、ここは何か積極的に時間をもうちょっと遅めに考えていただいて、

やっぱり最初に設定してしまう時間というのは、何かもう刷り込まれてしまうと思うんですね。だから、最初に割と遅めの設定をして、そこから様子を見るということも考えられるんじゃないかと思うので、本当にすばらしい理念なんで、それを実現させるためにも、やっぱり時間はちょっと遅めのほうがいいのかなと私自身は思います。

川村委員長 意見として、意見としてでいいですね。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、僕、逆の発想で、8時から延ばすというか、今の薄いところを増やしていこうよって働きにしたほうがええと思ってるんですよ。指定業者に、うちは今少ないと、その時間帯。そこを何とか延ばせるような努力してくれませんかみたいな仕様書に書けないんですか。そこを頑張ってくれませんかみたいな。加点ポイントとさっきおっしゃったじゃないですか。僕、単純に時間が短い長いとかじゃなくて、その時間も盛り上げるような努力を民間の力でやってほしいなと思っているんですよ。それが、さっきの僕、条例でも言いましたけども、幅広い層の人にいろんなすばらしい施設をとという第一歩やと思っているんですよ。そんなんて仕様書に書けないんですかね。ここ頑張ってくださいよみたいな。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをいたします。

シンプルに書ける、書けないでいうと、書けます。当然書けます。そういった向きで努力していただく部分に関して、加点するというような方法も取れるかと思います。

以上です。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 技術的に書けます。室長が言うてるから間違いなく書けます。ただ、その辺は予算のこととリンクしてきますんで、共通の認識を持てないと、なかなか予算審議していただく段階で難しいのかなと思います。やはりいろんな考え方がありますので、行政コストの問題を重視するのかなという部分もあったりするし、それともう一つ、これからなんですけども、商業施設とのリンクも実はあるのかなという考え方もあるんです。ですから、まだちょっと時間ありますので、ご意見いただいていますんで、技術的には書けるんです。ただ、やっぱりお金を使うということについて物すごいシビアに現場ではなっていますんで、大体方向性としては、皆さんにお聞きしていると見えてきたものですから、その辺はまたもう少し議論させていただけたらなと思います。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 単純に僕は前向いてやってほしいんですよ。あそこ、今までは1組、2組やったけど、あれ新しなって、結構毎日にぎわってんで、コストとかという話ではなくなってくると思うんですよ。それで成功やと思うんです。だからそれを目指して、仕様書とかにも工夫して、そういう業者さんがいて、例えばキッチンのところ空いているわけじゃないですか。そこも、何かあそこのカレーめっちゃおいしいらしいでだけで、もうだいぶ変わってきよと思うんですよ。それってめちゃくちゃお金かかっているようで、かかっているように最終

的になると思うんですね。だから、そういう仕様書に入れておくことによって、指定管理してよかったなと思うんで、もう一回再考をお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 じゃ、意見として。

谷原委員。

谷原委員 私は予算のことも大きいと思っています。お金使えばいいもんでできるのは当たり前で、指定管理者でも民間事業者でも、お金使えばいいものができるのは当たり前なんです。だから、指定管理というものの考え方の中には、私は基本的に民間事業者の創意工夫の中で、コストも下げながら、サービス提供を維持できるというところに指定管理者制度のメリットがあると思っています。だから、単純に私は指定管理者制度を否定するものではなくて、市民サービスがよくなって、コストも抑えられたら、もうそれはそれがいいに分かっているんですが、お金使っていいものつくるんだったら、それは今の葛城市だって、何でじゃあ新庄図書館、9時まで開けてくれへんねんと。ほんなら、会計年度任用職員さんを採用してでも9時に開ける、予算を増やしたらできるわけです。だから、単純に私は、いいものだからということで當麻複合施設について、これだけオープンして、これだけ、それはいいですよ。それはできたらいいんだけど、やっぱりコストのことも含めて、やっぱりそれが私大きかったら、それは私は賛成できない。それやったら月1回、火曜日だけの分を毎週1回休みにしてでも、9時まで開けようという発想もあるし、だから、やっぱり予算との見合いですよ。でない则他の施設のバランスもありますからね。だから、私は単純にそういうふうに考えていますので、よく考えて、開館は9時まで抑えて、ほかでもどうか、コストの面でどうかということはどうちょっと工夫していただきたいと思います。

川村委員長 意見として、今回、皆さんのご意見いただいたと思っています。内容的に今回の指定管理について……。

奥本議長。

奥本議長 特別委員会の委員長を2年させてもらった経緯もあったんで、ちょっと私も意見だけ、委員じゃないんですけども言わせていただきたいと思います。

そもそもやっぱりこの複合施設をやるに当たって、当初の思い出してほしいんですよ。ワークショップ、市民を集めて、あれだけ中学生も交えていろんな意見聞いたじゃないですか。その中でやはり、自分たちが利用したい時間帯に利用できる施設がないという声もあったん覚えてはりますでしょう。仕事帰りに帰ってきて図書館に寄りたいけど、開いてない。いろんなそういう要望があって、それを形にしていって積み上げていったのが、この複合施設の案なんです。考えてほしいのは、指定管理にするから、お金かかるからじゃないんです。やはり市民の利便性を、やっぱり今よりもっといいものを提供したい、あるいはこうありたいという願いを実現していこうというところから始まった話なのに、コストのこと分かりますよ。でも、今の話は聞いていると、考え方の基準というか出発点が、現状の行政の考え方に戻ってきてしまっている気がするんです。複合施設というのは、そもそもはやっぱり、今現状、それぞれの、単館というんですね、それぞれの個別の考え方でいったらそうかもしれ

ません。利用者が少ない。21時以降は月1人か1組か2組かもしれない。ところが複合施設によって、複合化することによって来る人が増えたら、さっき杉本さんおっしゃったように、その利用が増える可能性ある。複合化の発想からの視点というのが今抜けているような。あくまでもこれまでの従来の単館営業の視点からでしか考えてなくて、コストというのはそれで図れるものじゃないです。だから、そのところを見極めんと、この議論をやつてしまうと、また利用が少ない施設になってしまう可能性高いですよ。谷原さんも言わはるように、費用対効果を考えるのは、これは指定管理を受けた民間事業者なんです。それをノウハウを我々利用するために指定管理にするわけですから、やはり要求水準書の中に、これでやってくれ、あるいはそれに近づける努力をしてくれという項目を入れたらそれでいいんちゃう。その中でどこまでできるか見極めるのが、やはり指定管理の業者選定だと思うんですよ。だから、我々は今現状そういうノウハウ持っていません。特に行政というのはそうです。自分らのできる範囲の基準でしか、コストもそうですし、できること考えませんけども、民間事業者はそうじゃないんですよ。いかにそれをハードル高いところをどうやったらクリアできるかというのを考えるのは民間事業者。だからこそ指定管理なんですよ。だから、そこを取り違えたら、何のためにこの4年間、もう既に議論やっていますけども、これ変な方向、後退していつているようにしか私は思えないんです。やっぱりこんだけ時間かけていろんな方の声を聞いて、要望まで聞いたこの時間をやっぱり思い返してみても、大切にしてほしいと思います。これもう私の意見として、もう一回思い返してほしいと最後言うておきます。

川村委員長 いろんな意見いただきました。最後議長からもいただいたんですけど、今日のこの委員会は、決して理事者側も、我々が市民からいただく声って質疑の中にも入れていますけれども、無視したような形にはなっていないように私は思います。市長も検討をこれからしていくという答弁をいただきましたので、これは1つの前向きな方向であるというふうに思いますので、今日はこの議論ができてよかったなとまずは思います。ですから、理事者側のほうも、この意見を真摯に受け止めて、また検討をしていただきたいということをお願いをしたいなと思っております。こういう意見をいろんな視点から、指定管理制度というのを初めてこういった複合施設に持っていくということについては、初めての経験なんですけども、我々も市民さんの利便性を向上させるという大きなやっぱり期待感を背負って、私らもいるわけなんですけども、それに対して大切な税金を使ってこれを運営していく側としても、いろいろと検討されているというのもよく分かりますので、その辺の中間値というのをこれからつくっていかないといけないのかなと思います。やりたいこととできることは違うのかなと、実際はね。そこは市長も今日答弁いただきましたので、こういった意見を今日は聞かせてもらいますというふうな委員会になったと思っております。

この指定管理について、まだ皆さんご意見ありますか。

西川委員。

西川委員 もう全部意見は今言うてくれる、このスケジュールのことについて教えてほしいんですけど、指定管理者に、もしかして説明あったらもう委員長省いてください。指定管理者による現当麻図書館の運営準備あって、令和8年から今の図書館の指定管理もされるということな

んですかね。その辺、説明あったんかどうかわからなかったんで聞きたかったんですけど、要は、僕のイメージやったら、新しなってから、そっちのほうで指定管理をされるのかな思ったら、今の現当麻図書館のほうでもう既に指定管理が始まるという認識でよいのかということをお聞かせ願いたいのと、あとその下のある項目で機運醸成、広報イベント企画みたいなやつがあるんですけど、これが結局今の何の機運を醸成するんですかね、これは。というところね。お聞かせ願いたい。

川村委員長 これは質疑ですね。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

指定管理の開始時期に関しましては、令和8年の4月から現在の当麻図書館の運営につきまして開始をさせていただく予定としております。これによりまして、新しい複合施設の開館に向けて準備業務というのがスムーズに行えるということで、業務を想定しております。サウンディングの中でも、そういう業務のスキームにさせていただいたほうが、新しい複合施設の開館に向けてスムーズな準備ができるということで、サウンディング結果を受けております。ほかの市でも同じような手法を取っているというところございますので、こういう手法を検討させていただきました。

機運醸成ですね。機運醸成につきましては、これもちろん新館のオープンに向けた機運醸成ということで、準備業務の中に含めていく予定でございます。

以上です。

川村委員長 西川委員、よろしいですか。

西川委員 いいです。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、次に行きたいと思います。

次は、(仮称) 当麻複合施設周辺エリア活用事業について、理事者から説明を願いたいと思います。

木下庁舎機能再編推進室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下でございます。

最後になりますが、(仮称) 当麻複合施設周辺エリア活用事業について説明をさせていただきます。

現在、周辺エリア活用につきましては、事業者募集に向けました地元説明を経まして、募集要項の整理が大詰めを迎えております。令和7年7月頃には公募の開始を予定しているところでございます。公募の直前となりますため、詳細な説明は差し控えさせていただきますが、公募の特徴的な要件といたしましては、現在あります論地池、これの埋立てを前提とした活用の提案を求めることとありますとか、(仮称) 当麻複合施設との連携が図れ、地域のにぎわいやコミュニティの活性化に貢献する提案というものを求めています。既存施設の解体等につきましても、民間ノウハウを生かしまして、コスト削減等を狙うことを盛り込

んでございます。事業者の決定後は、契約協議を行い、開発協議や設計等に着手することになりますが、(仮称) 當麻複合施設の開館及び引っ越しの完了後、つまり令和8年度末頃から工事着手となる見込みでございます。

以上、ご審査賜りますようお願いを申し上げます。

川村委員長 ただいま説明いただきましたこの件に関して、何か質問ございませんでしょうか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 これの直接の質問でもないんですが、先ほど市長が、開館時間のときに、民間も来れるというふうなことも併せておっしゃったんですが、私、前の一般質問とかでも言わせてもらっていたんですが、當麻図書館と新庄図書館の違いというときに、當麻図書館というのは、子どもたちが来やすい図書館ですよというふうなことを言いました。この當麻のエリアというのは、磐城駅も近くて人も集まって来やすいし、帰りに寄ったりとかというふうなこともできます。やっぱりこの場所の持っているポテンシャルみたいなものが、葛城市のほかの地域もありますけれども、この場所の持っているポテンシャルみたいなものがあるかと思うんですが、そのことについて市長のお考えをお聞かせ、どのように考えておられるかなというようなことを聞こうかなと。さっき質問でふっとあったんですけど、ここで聞く、こことちやうかなと思っていたんですけど、このタイミングで聞かせてもらっていいでしょうか。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 あのエリアにつきましては、最終形がそういうイメージを実は描いておりました。ですので、複合施設を建てることによって、空いたスペースに商業施設誘致したいというのが当初からの願いであり、最終形、あのエリアだけに関わっては最終形なのかなという思いなんです。ただ、まだそちらに行きますのには、これから民間事業者に手を挙げていただくという作業になりますので、どのような提案がされるのかということによって、いろんな影響を受けるのかなと思います。子どもたちが夜遅くまでにぎわうということは、ある一定の時間までではいいんですけども、それ以降はあまり好ましくないのかなと、学校施設等も近いですけども思いますので、ただ、商業施設の営業時間というのが、今の通常のスーパーマーケットでしたら大体10時頃までは開けられているのかなという思いがありますので、ですから、そうすれば、それぐらいまではある一定のにぎわいというのがあるのかな。そのことによって相乗効果として、複合施設の価値といいますか、利用の意味も変わってくるのかなという思いもあります。ただ、イメージとしては出来上がってはきているんですけども、ただ、そこにどのような民間事業者さんが来ていただけるのかというのはまだ確定しておりませんので、ですので、それが提案、また民間事業者さんが手を挙げていただきましたら提案をいただきますので、その提案いただいた案件といいますか、そのことについてを加味した中でのあのエリアの最終形の姿になんのかなと考えておるところでございます。今言えるのはもうそのところぐらいまでですね。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 聞くタイミングがここしかないかなと思って聞いたんですけど、私、思っているのは、

やっぱりあそこというのは、場所も景色もよくていいんだけど、にぎわいを創出しようと思ったら結構しやすい場所、葛城市の中でもそういう可能性を持った場所かなというふうにも思いますんで、また、民間のこれからどういうところが来られるかによって、また絵の描き方も違って来るかなと思うんですが、特にやっぱり若年層という若い人たちに集まってくるようなエリアになればいいなというふうなことは思っていますということだけお伝えしておきたいなというふうに思います。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 商業施設、市長のほうおっしゃっていたスーパーマーケットとかのことなのか、商業施設という大きい枠なんですけども、もちろん市の土地で恐らく定借の条件になってくると思うんですけど、やっぱり例えば何とかドラッグとか、多分来る、そんなんとか撤退したりすぐするんですよね、言うたら。やっぱりそれもう、そやけど、定借でやっぱりちゃんとしたところですよ。やっぱり20年の定借なのか、30年なのか分からないですけど、その辺はね。やっぱりすぐに何かスーパーマーケットでも入れ替わり、ばんとなるようなところというのは、やっぱりなかなか手も挙げにくく、挙げにくいやろうなと思います。そういう事業者さんというのもね。その辺はちょっと危惧しておいていただきたいなと。僕はスーパーマーケットの商圈というのが、多分なかなか、来たら来たであんのかもしれないんですけど、多分今、いろいろ聞いてたら、僕も最初スーパーマーケットとかもいいかなと思っていたんですけど、商圈が結構やっぱり踏切とかで結構変わるとかということなんです。ほんだら、山麓線を通る人というのが、まあ言うたら、わざわざこっち下りて来るかなというところもあるし、そこの住民の方ってどんだけのニーズあるのかなというのものもあるし、その辺も含めて、やっぱり事業者の選定というのはしっかりしていただきたいなと思うし、どんだけ手挙げてくれるかなと。僕のこれはもう個人的に思うことなんですけど、来てくれたらいいなと思うのは、やっぱりランチもできて、ママさんのランチ会とかもできて、大っきいめのコーヒー屋さん、コーヒー屋さんとかあるじゃないですか。そういう何かパンもそこで、言うたら朝で焼いてたりとかね。何かね、そういうのが、ほんで、例えば論地池、潰すって言うたはるんですけど、そこ条件になっているんですけど、論地池もあんまり今きれいな状態じゃないですけど、何かそういう景観も生かしながらできるようなが何か理想的やなと、スーパーマーケットええかなと思っていたんですけど、何かその商圈が、そやから撤退とかされても要らんしというのものもあるしね。何かその辺も含めて来てくれたら、僕の個人的な感じで言うたら、そういう何かみんな朝からずっとみんな、ランチもあって、別にそういうのは特にちょっとはやっていたら、いろんなところから来はるから。だから、そういうのが何か理想的なんかなとか思い出したりもしてきたんですよ。その辺も含めて、事業者さんというのとはなかなか来てもらうのは難しいと思うんですけど、考え一考していただいて、それもちょうと考えていただいてもええんかなというふうに思いますんで、これはもう意見です。

川村委員長 意見として。

ほかにありませんでしょうか。

柴田委員。

柴田委員 複合施設がオープンして、商業施設も来て、必ずにぎわうと思うんですけど、公共バスで来られる方も多分多くいらっしゃると思うんです。蓮花ちゃんバスとかで。先日私すごいい雨の日に、旧當麻文化会館通ると、年配の女の方が屋根の下でうずくまっていたら、何かしんどくなったのかなと思ってちょっと声をかけたら、実はバスを待っていると。でもすごい大雨で、そのバス停が屋根がなくなって何もなかったから、雨をよける場所がなくなってそこにずっといて、ちらちらとバスを見てらっしゃるんですよ。だから、もう全然この複合施設とは関係ないんですけども、そういったにぎわう場所であるなら、そういう方もたくさんいらっしゃると思うので、屋根つきのバス停みたいなものも考えていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

川村委員長 ほかにありますか。

谷原委員。

谷原委員 西川委員と問題意識がちょっと共通するところがあるんですけども、商業施設といっても業態広いですよね。だから、あの地域の方は従来スーパーがあればということをよくおっしゃっていましたが、やっぱり商圈が狭いというふうなことで、なかなか難しいということも聞いていましたし、ドラッグというのは今はどんどん出店しているから、ドラッグが手上げる可能性も高い。でも、あかんかったら、すぐこれ撤退するということもあるし、僕が懸念しているのは、おっしゃるとおりですよ、そういうものができたら一番いいんだけど、これプロポーザルかけますよね。業者手挙げます。数少ない業者の中から選んで、結果として、思わぬまちづくりで何か意図した商業施設でないということがあり得るのかなと。手を挙げてくれたらとにかく二、三者の中でも1つでも決めて、例えばそれがホームセンターであっていいのかな。だから、そこら辺、まちづくりの観点でプロポーザルをやるときに、何らかの枠組みみたいなものを持って選考するのか、そこを聞きたいんです。あるいは、もうなかったら、それはまた再度やるのかな。どういう業者が選ばれるかによってだいぶイメージが変わるので、来たらいいという、来たらいい商業施設というのがそれぞれ考え方も違うので、そこら辺、プロポーザルをするに当たってどういうお考えなのかお聞きできたらと思います。答えられへんかったら、別に構わんです。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

公募の要件の中に、我々が公募を行う目的というのを記載させていただいているわけですが、その中に文言ははっきり表現まで記憶にないんですが、生活の利便に資する施設であるとか、あとにぎわいづくり、それからコミュニティの活性化につながるような施設、それから、今後できる複合化施設との連携が取れる施設というような表現をさせていただいていたと思います。その枠組みの中で、提案をいただくということになります。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 その枠組みの中で、行政として最終的に先行して決定するわけですから、場合によってかなわないということだってあり得るかな、その3つの点で。そういうことはない。もうとにかくそれで挙げてくれた業者については、もう基本的にそこからもう選ぶというふうに考えていいわけですね。それで、3つ選択して手挙げてくる業者ですから、そこら辺のお考えをお聞きしたいんです。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

公募に当たりまして、事前にサウンディング調査というのを実施させていただいております。参加の可能性というのを事前に探るという意味合いで、複数の事業者さんに対してサウンディング調査を実施させていただいております。参加意欲のほうも、何者参加するということはお伝えはできないんですが、参加意欲のほうも高いというふうに認識をしておりますので、そういった中で参加意欲を確認しつつ、いい選定につながればいいのかなと思っております。

以上です。

川村委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕イメージ湧かないんですけど、池も今の図書館も全部ひっくるめて、この辺でいうたらどれぐらいの規模の商業施設ができるもんなんですか。どれぐらいの大きさのものができるんか全く分からないんですよ。駐車場も確保しやなあかんでしょう。複合施設の駐車場も確保しやなあかんわけじゃないですか。高さ制限もありますよね、もちろん。どのぐらいのアルルミたいなんはできへんすやんか、取りあえず。ってなったときに、結論から言うと、1つなんですかね。例えば3つとか何かありますやんか、例えばスーパーあって、さっき西川委員が言わはったカフェがあって、その横は何かペットショップとかでもいいわけなんです。なんか1つに偏ったら、なかなか荷物重たいような気がするんですよ、僕。そういうのも視野に入れて今公募されてんのか、もう1つに決め打ちしてんのかって、リスク分散で考えたら、僕1つでなかなかないと思っていますんですけど、まずはこのでかさですよ。どんだけの規模のものができるんか、あんまりイメージ分かんないんですよ。

川村委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

およそ跡地の敷地の中で、民間活用に使っていただくことのできる面積というのが、8,000から9,000平方メートルの間ぐらいになります。その中で、法的な規制もありまして、建物としては、最大で3,000平方メートルぐらいの建物が建つのではないかなと。その数につきましては、それを細かく分けていただいても結構ですし、それを1件で3,000平方メートル使っていただいても、3,000平方メートル以下であれば、1,000平方メートルの建物を3つ、4つと建てていただくことも可能ではございます。それを両方可能とした中での公募というような要件になります。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 何かこの辺で参考のやつ、広さの意味は分かりますけど、施設としての規模が分かんないんです、それ言われても。900坪、3,000平方メートルと言われても、皆さん分かっているか分かんないですけど、僕は分かんないんですよ。どれぐらいのもんなんですか。

川村委員長 公共施設か何かぐらいで言うてもらう。

(発言する者あり)

杉本委員 そのイメージが、例えば、あそこのジョーシンとか言うてもうたら、あれぐらいですね、あそこの万代とか言うたら、あれぐらいですかと思うんですけど、皆さんは分からないですよ。その辺に規模によって、広さいいです、規模によって、広陵のイズミヤとかやったらいっぱい施設入ってますやんか。ああいう使い方のほうがいいんじゃないのって言いたいだけなんですよね。大きさが分からんから聞いているんですけども。

川村委員長 でも、今民間のどこというのは難しい表現やから、そこは勘弁してやってほしいわね。

(発言する者あり)

川村委員長 だから、さっき言わはった、市長言わはったように、何メートル掛ける何メートルぐらいやと。そこはちょっとご自分でまた、どういう規模か。解決しましたか。今回、答弁としては置いておきましょう。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上とさせていただきます。

これからのスケジュールもかけて、また随時この委員会はまたやっていくことになると思いますので、今日は皆さんのご意見しっかり言っていただいたのかなと思いますが、まだ期間的にちょっとあるようですので、またご提案が、またてんこ盛りありましたら、また委員会開かなあきませんし、そこは委員さんのご希望をまた聞かせていただくという方向でいきたいと思いますので、また、委員長、副委員長のほうにまたお申しつけいただければと思いますので。

それでは、これをもちまして、本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

川村委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、委員の皆様、また理事者の皆様、2時から始まりまして4時間半でございます。非常に有意義な委員会になったと思っております。これがまた市民の皆様にも、また公表される部分、そしてそれからまた市民の皆様からいただけるいろいろなご意見、そういったものをまた集約しまして、よりよい複合施設、そしてその周辺施設の完成を目指して、しっかりと議論をしていきたいと思っております。まだまだ、これからも続く議論でございますので、皆さん、どうぞ気合を入れて、委員会、また充実したものになりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これをもちまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後6時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

川村 優子